

第35回 通常総会 議案書



日

時

2024年3月6日(水)

13:00 開会 ~ 15:45 閉会

【受付開始】12:30 【会場】有楽町朝日ホール



パルシステム生産者・消費者協議会

東京都新宿区大久保2丁目2-6 ラクアス東新宿 TEL (03)5292-8250

パルシステム生産者・消費者協議会

第35回 通常総会

《次第》

1. 開会の辞
2. 代表幹事挨拶
3. 来賓挨拶
4. 議長選出
5. 書記任命・議事録署名人選出
6. 議案審議
 - 第1号議案 2023年度活動報告並びに決算報告・監査報告承認の件
 - 第2号議案 2024年度活動方針案並びに予算案承認の件
 - 第3号議案 組織規約改定の件
7. 議長解任
8. 閉会の辞

《目次》

第1号議案	2023年度活動報告並びに決算報告・監査報告承認の件	01
第2号議案	2024年度活動方針案並びに予算案承認の件	11
第3号議案	組織規約改定の件	13
	【資料】	26
	【会員名簿】	39

第1号議案

2023年度活動報告並びに決算報告・監査報告承認の件

《2023年度の振り返り》

2023年度は、小川保代表幹事、渡部さと子副代表幹事による新体制がスタートし、パルシステム生産者・消費者協議会（以下、生消協）で長年培われた理念を踏襲しつつ、今後の発展に向けて組織の枠組み議論を深めた1年となりました。

農畜産業を取り巻く情勢では、高病原性鳥インフルエンザによる2022-23年シーズンの影響は大きく広がり、農林水産省による6月の清浄化発表に至るまで、処分された鶏は過去最多となりました。その他にも、豚熱は国内での発生が継続し、口蹄疫は中国や韓国で確認されるなど、予断を許さない状況が続き、生産活動と共に交流への大きな壁となっています。

社会的な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、5月8日より「5類感染症」へ移行し、2020年1月より続いていた外出の自粛要請や就業制限が解除され、生消協においても集合開催による活動の再開が進みました。

7月27日には、国連のアントニオ・グテーレス事務総長が「地球沸騰化の時代が到来した」と発言するなど、世界的に記録的な高温となりました。国内各地でも記録的な酷暑と長期間にわたる高温や干ばつを記録し、会員産地の生産活動においても大きな影響を受けるなど、高温や気候変動への対応は共通の課題となっています。

ロシアによるウクライナ侵攻は長期化の様相を強め、10月7日にはイスラエルとイスラム主義組織ハマスの軍事衝突が勃発し、パレスチナのガザ地区へ軍事侵攻が開始されるなど、世界情勢の先行きは不透明感が増しています。

国の動きでは、1999年制定の「食料・農業・農村基本法」初改定に向けて、12月27日には「食料安全保障強化政策大綱」が改訂され、食料安全保障強化、スマート農業の普及、みどりの食料システム戦略の加速化やJ-クレジット導入など、農林水産業のグリーン化を盛り込むことが明らかになりました。

会員産地の世代交代が進むと共に、パルシステム産直産地が拡大する中で、産直四原則に基づき「交流」と「参加」の意義を再確認し、生消協の活動を分かち合う仲間づくりを進めるべく、2023年度の活動を以下のように振り返り、2024年度活動方針へと繋げます。

《重点方針と具体的施策》

1. 産直による地域づくりをすすめます

(1) 国際情勢や気候変動に伴う国難級の事態に対して、生産者と消費者による産直の底力と地域や立場を超えた連帯により、新たな産直を構築していきます。

- ①第34回通常総会後のフォーラム(3/1)では、生消協の前アドバイザーで秋田県立大学教授の谷口吉光様をお招きし、生消協創成期からの歴史と今後に向けた提言をお話いただきました。講演後、生消協役員を交えて行われたパネルディスカッションでは、生消協とパルシステムが共に未来への展望を描き、社会へ訴求していく重要性について強調されました。



▲総会後フォーラムの様子

②消費者幹事東北・北海道ブロック産地訪問（10/14-15）では富良野青果センター、イナゾーフาร์ม、士別農園を訪問し、記録的な夏の高温による農産物への影響について視察を交えてお話をいただきました。視察では出荷現場での品質管理、出荷不可品の加工活用などの現状、農福連携の取り組み、地域の中での畜産たい肥の循環利用について確認しました。



(2) 地域を基盤とする持続可能な社会の確立を目指し、生産者と消費者が生活者として双方の立場から地域の「暮らし」を見直し、地域づくりへの参画をすすめます。 ▲イナゾーフาร์ม訪問の様子

①第22回女性生産者交流会（11/30-12/1）は、1日目の全体会をパルシステム連合会東新宿本部（以下、東新宿本部）にて「もっと進めよう！知産知消！」をテーマに25産地51名、パルシステム関係者24名の総勢75名が参加し、オンライン51アカウント参加のもとで開催しました。全体会では、鳥取大学地域学部准教授の大元鈴子様をお招きし、「パルシステムの取り組みに見る知産知消 ～恩納村漁協のモズクを事例に～」と題して、ローカル認証と知産知消について知見を深めました。その後、産地での情報発信例、産地から見た消費地（者）の知りたいこと、これから取り組みたいと考えていることなど、グループトークの場で情報共有や意見交換が行われ参加者間の交流が深められました。2日目は会員生協別会場で交流会が開催され、全体で210名の組合員・役職員が参加し、交流が深められました。

②関西・以西ブロック会議（7/31-8/1）はJAたじまにて、17産地39名、豊岡市関係者4名、パルシステム関係者26名、総勢69名参加のもとで開催し、「ローカルSDGsでもっといい明日へ超えてく！～共生と調和による持続可能な地域づくり～」をテーマに、豊岡市コウノトリ共生部参事の山本隆之様より、「コウノトリ野生復帰の取り組みとオーガニックビレッジ」報告、コウノトリ育むお米生産部会長の村田憲夫様より「コウノトリ育む農法」報告、JAたじま水田農業振興課係長の伊澤智嗣様より「地域での持続可能な取り組み」報告をいただき、2日目の視察を交えて三位一体による地域活性の取り組みについて知見を深めました。



▲2日間とも活気あるブロック会議でした

(3) パルシステムの食料・農業政策の見直し論議へ参加し、パルシステム2030ビジョンや「食料・農業・農村基本法改定論議」、「みどりの食料システム戦略」などの動向を踏まえ、産地ビジョンの検証と新たな産地ビジョンの策定を会員産地へ呼びかけます。

①パルシステム連合会の食料・農業政策見直し検討会には、生消協より小川保代表幹事が出席し、生産者と消費者双方の立場から、中長期的な生産基盤の確立に向けた「食料・農業政策」の見直し議論を深めました。

②パルシステムら6生協によりニッショーホール（旧ヤクルトホール）にて開催された食料・農業・農村基本法改正に伴う合同学習会（9/22）には、生消協役員が現地にて参加するとともに、会員産地へのオンライン参加を呼びかけ、国内食料自給率を上げる政策への転換期に向けた同法改正への知見を深めました。

③関西・以西ブロック会議では、1日目の全体会にて「地域ビジョンを描き、誰もが当事者になるためには」をテーマに意見交換を行い、産地ビジョンづくりの必要性を確認しました。

2. 食の未来に向けた取り組みをすすめます

(1) パルシステムの「もっといい明日へ超えてく」の取り組みと連動し、お米を軸とした多様な食を支える生産者と消費者の交流を通じて、食の大切さと農の魅力を広い世代へ伝え、食料自給率向上と新たな担い手へつなげます。

①米部会ではパルシステム連合会産直事業本部と連携し、生産者と会員生協職員との学習交流の場として、「お米で超えてくセンター学習会」を4会場で開催しました。生産現場の取り組み共有や、お米の食べ比べ、生産者の配送トラック同乗研修として、トラックへの商品の積み込みや朝礼を見学・参加した後にトラックへ同乗し、商品のお届けの様子を実際に体験しました。

②消費者幹事関西・以西ブロック産地訪問（10/5-6）では、農民連京都産直センターを訪問し、会としての取り組みについて、農産物の出荷調整施設や圃場視察を交えて確認しました。その中で、農産物検査法に基づいたお米の等級や年産、銘柄などの証明について、実際に玄米と検査機器を用いた検査の手法について説明をいただき、普段、消費者として見る機会が少ないお米の流通の過程での農産物検査法による検査の内容や課題についても知見を深めました。



▲お米の農産物検査の様子

(2) 持続可能な農業の構築に向けて、おいしさの向上や資源循環、耕畜連携、肥料問題などに取り組みます。

①第30回農法研究会（1/12）は、ニッショーホール（旧ヤクルトホール）にて、59産地111名、パルシステム関係者90名の総勢201名（内オンライン72名）参加のもとで開催し、「中味の見える化でおいしさ・品質・栽培をつなぐ」をテーマにデザイナーフーズ株式会社研究企画室長の武井安由知様、株式会社メディカル青果物研究所研究開発室長の服部玄様をお招きし、青果の機能性分析や抗酸化力などの評価方法について講演をいただきました。

②関東・中部ブロック会議（4/19-20）は、28産地63名、パルシステム関係者37名の総勢100名参加のもとで開催しました。「資源高騰対応の取り組みと産地の魅力づくり」をテーマに、埼玉産直協議会「農・彩・土」活動報告の他、県内産地報告では鶏卵生産での自社配合飼料、青果栽培での有機質肥料と微生物を利用した土づくりなどの取り組み報告がされ、開催テーマを踏まえたグループディスカッションによる意見交換を行いました。2日目は沃土会およびパルシステム連合会熊谷セットセンターを視察し、生産と労働力確保への取り組みを確認しました。



▲熊谷セットセンターでのアシスト装置体験

③野菜部会ではパルシステム連合会産直事業本部と連携して青果の見える化に取り組み、旬の季節に収穫された4品目59検体の成分分析を行いました。生産者が自らの生産物を客観的に把握することにより、おいしさの向上や農業技術の底上げにつなげることを目的として、会員産地へのフィードバックを進めています。

④消費者幹事関東・中部ブロック産地訪問（9/11-12）では、サンドファーム旭、JAちばみどり海上産直部、首都圏とんトン協議会を訪問し、パルシステム千葉で供給されている「千葉のこめ豚」の飼料米の取り組み、会員産地間での耕畜連携の取り組みなどを視察し、生産と消費による持続可能な農業の構築について相互理解を深めました。

(3) 耕畜連携を更にすすめるため、畜産と国産飼料生産のつながりの見える化とモデル取り組みの実践をすすめます。

- ①東北・北海道ブロック会議（8/17-18）は、花見園、JA 新みやぎにて 16 産地 44 名、パルシステム関係者 27 名、総勢 71 名参加のもとで開催し、「ローカル SDGs でもっといい明日へ超えてく！～耕畜連携による国内自給力向上に向けて～」をテーマに、ブロック内の耕畜連携産地の事例紹介と意見交換、2 日目は JA 管内の飼料用子実コーンの試験栽培圃場を視察するなど、畜産と国産飼料生産の取り組みについての現状と課題を共有し、知見を深めました。



▲4年ぶりの集合開催でした

- ②消費者幹事フィールドワーク（5/21-22）は、ノーザンび～ふ産直協議会（宮北牧場）を訪問し、道内産原料によるエコフィード（食品残さを活用した飼料）の活用、自給飼料生産、アンガス種による国産自給飼料 100%の取り組みを視察しました。夕食ではコア・フード牛サーロインを試食し、おいしさについても確認しました。今後の国産飼料活用拡大のためのサイロ建設、道内産交雑種の国産自給飼料による育成・肥育の取り組みについてもお話を伺いました。

(4) 部会活動は集合開催と共にオンライン開催やハイブリッド開催を活用し、農業現場における多様な課題や農業技術の共有を行い、生産者間での結束を深め、さらなる活動をすすめます。

- ①米部会は、2 回の部会を東新宿本部及び Zoom によるハイブリッド形式にて開催し、産地の取り組み共有などを行いました。有機米サミット（6/19-20）は庄内協同ファームにて、15 産地 71 名、パルシステム関係者他 30 名の総計 101 名参加のもとで開催し、農研機構緩和技術体系化グループ長の須藤重人様による「農業の温室効果ガス削減に向けた取り組み」、農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ課長補佐の岩瀬祥子様による「温室効果ガス削減の見える化」と題した講演をそれぞれいただき、有機農業発展に向けて生産者連携による課題解決が呼びかけられました。2 日目は庄内協同ファームのもち加工場、省力化の取り組みを視察しました。



▲水田除草の省力化視察の様子

- ②野菜部会は、第 12 回青果フォーラム（10/4）を東新宿本部にて、33 産地 65 名、パルシステム関係者 68 名、総勢 133 名（内オンライン 105 名）参加のもとで開催し、山梨県総合農業技術センター研究管理幹の長坂克彦様による「農業における温室効果ガスの実態と削減」と題した講演、近郊産地部会（関東近郊産地で構成する団体）報告、「今後の野菜部会が目指すこと」と題して生消協役員によるパネルディスカッションが行われ、部会連携による技術の底上げ、有機生産者連携と情報共有による拡大など、今後の部会の方向性について議論が深められました。

- ③果樹部会は、みかん・りんご・山梨フルーツの3会議活動と果樹ミーティングを継続しました。2023年度果樹サミット（2/18）は山梨県内会場にて、13産地30名、パルシステム関係者10名、総勢40名参加のもとで開催し、農研機構緩和技術体系化グループ長の須藤重人様より「土壌への炭素貯留と温室効果ガス削減による気候変動緩和策」「Jクレジット」、山梨県総合農業技術センター研究管理幹の長坂克彦様より「山梨県での4パーミル・イニシアチブによる二酸化炭素低減」と題した講演をいただき、無煙炭化器による炭化実践、ピーチラボいちのみや（現：やまなし特裁協同組合）雨宮政輝様による「山梨エコ農業推進協議会取り組み」報告など、持続可能な農業の取り組みについて知見を深めました。



▲剪定枝炭化の様子

④畜産部会は、2回の部会をオンラインで開催し、家畜疾病及び国内外のワクチン等の情勢、アニマルウェルフェア報告、飼料情勢報告の他、「おいしさの見える化」、「産地の見える化」、「会員生協向け畜産学習会」などについて意見交換を行いました。

⑤鶏卵部会は、3回の部会を東新宿本部およびZoomによるハイブリッド形式にて開催し、「飼料情勢」、「鳥インフルエンザ対応」、「部会ビジョン作成」について意見交換を行いました。

(5) 次世代リーダー研修を中心に会員産地、会員生協の未来を担う新たな人材育成を推進します。

①次世代リーダー研修は、「ローカルSDGsを学び、パルシステムと産地による取り組みの形を考える」をテーマに21産地32名、パルシステム関係者15名の総勢47名参加のもとで開催しました。第1回研修(8/23-24)は、都内会場にてパルシステム連合会産直事業本部担当部長の武藤浩史様、生消協アドバイザーの天津清次様、ワーカーズコープあぐり〜ん TOKYO 所長の黒田志保様よりパルシステムと生消協の歴史、地域連携についてお話をいただき知見を深めました。第2回研修(11/1-2)は、野菜くらぶにて代表の澤浦彰治様より「野菜くらぶの人財育成と農業の未来とビジョン」をテーマに、経営を振り返りながら組織づくりなどのお話をいただきました。2日目は、つばさふぁーむ代表の武浩之様より野菜くらぶの独立支援プログラム参加と卒業後のお話を伺った他、野菜くらぶにおける地域との協力体制、子どもと共に働ける環境づくりなどを確認しました。



▲代表の武様のお話を聞く研修生

第3回研修(12/6-7)は、東新宿本部にて岡田祐樹様(エコータまつくり)、佐藤清志様、安田盛男様(首都圏とんトン協議会)より「穀殻を活用した耕畜連携」、渡部さと子副代表幹事より「農商工消連携の取り組み〜つながるひろがるゆめ納豆〜」の事例報告がされました。その後、7つのグループにて議論が深められ、各グループより研修総括の提言が発表されました。

②第1回関西・以西ブロック若手生産者交流会(9/14-15)は、JAふくおか八女にて15産地47名、パルシステム関係者5名、総勢52名参加のもとで開催しました。1日目は、JAふくおか八女販売企画課長の原龍徳様より「産地概要と取り組み」、生消協アドバイザーの天津清次様より「生消協とパルシステムの歩み、次世代に向けて」、渡部さと子副代表幹事より「パルシステムの産直、組合員として伝えたいこと」の報告がされ、地域ブロック内での絆づくりが呼びかけられました。グループトークでは、地域や栽培品目を超えた課題共有や情報交換が行われました。2日目はJAふくおか八女就農支援センターや圃場視察にて知見を深めました。



▲ブロック内各地より参加がありました

③青年農業者交流会(11/9-10)は山梨県内会場にて、20産地40名(オブザーバー1産地6名含む)、パルシステム関係者6名、総勢46名参加のもとで開催しました。1日目は山梨県総合農業技術センター研究管理幹の長坂克彦様をお招きし、「地球沸騰化時代の持続可能な農業の取り組み」をテーマに、農業と温室効果ガスの関係と削減、剪定枝の土壌炭素貯留の知見を深めるとともに、参加者にて今夏の影響など情報交換が行われ交流を深めました。2日目は山梨県ワイナリー初の4パーミル・イニシアチブ認証取得のドメーヌ・ヒゲを訪問し、主宰する渋谷英雄様より、園地での炭素貯留、自然派ワインづくり、地域活性の取り組みなどについて視察を交えてお話を伺いました。



▲炭素貯留の手法について学ぶ参加者

3. 生産者と消費者との相互理解を深めます

(1) 会員産地の交流の実績と情報を見える化し、生産者・消費者・生協役員による交流の機会の創出をすすめます。

①会員産地の交流調査を継続し、組合員・役職員の受け入れ実績や、今後の産地開催交流、オンライン交流、学習会への講師派遣の対応状況などについてデータベースを作成し、会員生協向けに公開しました。会員生協交流担当者や役職員によるデータベースの活用により、産直連続講座やセンター研修の枠組みを超えた学習や交流企画機会の創出につながっています。

(2) 生産者・消費者・生協役員の間を超えた学習・交流を開催し、お互いの取り組みを理解し、支えあう関係づくりをすすめます。

①センター研修は2回開催され、3月には「若手職員と生産者の交流プロジェクト」として、パルシステム東京江戸川センターとサンドファーム旭にて実施し、はじめに、職員数名による産地研修を行い、研修レポートは組合員向けに配布を行いました。次に、生産者が配送センターを訪問し同乗研修を行うなど、交流による相互理解が深まる研修企画となりました。

11月には、2022年次世代リーダー研修で提言された「マルシェ型交流」のアウトプット企画として、沃土会、無茶々園、肥後あゆみの会より生産者3名が参加し、パルシステム東京昭島センターで同乗研修を行いました。翌日は、昭島・青梅センター合同開催による多摩西風エリアまつり（11/18）での生産物販売を行いました。自らの生産物販売を通じた役職員・組合員交流と共に、出店の生産者間交流やメーカー、独自産地との交流も行われ、有機的なつながりを築く場となりました。



▲組合員向け研修レポート

(3) 五感で感じられる集合した交流を大切にしながら、オンラインを活用した交流の研究とサポートを継続します。

①オンライン機材の貸し出しは、4会員産地へ4回の貸し出しに留まりました（前年度比4会員・8回減）。集合開催による交流が再開すると共に、会員産地でのオンライン対応が進んだことも減少要因ですが、引き続き多様な手法を活用した交流の研究とサポートを継続します。

4. パルシステム生産者・消費者協議会の活動を発展させます

(1) パルシステム生産者・消費者協議会活動をさらに飛躍させるため、組織の枠組み（組織規約）について論議をすすめます。

①幹事会を中心に、生産者運営委員会、消費者運営委員会の場では、2022年度の組織検討委員会で提出された答申を基に、今後の生消協活動の発展に向けて、組織の枠組み検討を行いました。その上で、生消協の規約・規程については、実態に即した定義の規定化を盛り込むなど、全体的な見直しを含めた改定議論を重ねました。



▲幹事会での議論の様子

②消費者運営委員会では、生消協元代表幹事の香取政典様をお招きし、生消協の歴史と消費者幹事の役割について、意見交換を交えての学習会を行いました。今後の生消協活動を発展させるにあたり、生消協の歴史と共に長年にわたって培われてきた理念について理解を深めました。

(2) 「産直四原則」への理解と、その活動を分かち合う仲間を増やすため、パルシステムの産直産地で未会員産地への呼びかけを産直事業本部と共に行います。

①2023年度は、2つの産直産地とオンライン説明会を行い、3つの産直産地より加入資料請求がありました。年度内の生消協加入はありませんが、引き続き呼びかけを進めていきます。

②2024年度東北・北海道ブロック会議に向けた福島県内実行委員会には、2つの未会員産地のオブザーバー参加が実現し、ブロック会議開催を機に地域内での仲間づくりを進めています。

(3) 会員産地、会員生協、パルシステム生産者・消費者協議会の取り組みをSNS等でより活発に発信します。

①生消協公式SNS (Facebook) では、年間を通じて会議や催事の様子を発信した他、消費者幹事によるブロック産地訪問などの活動報告を発信しました。生産現場での取り組み理解を深めるために会員産地・専門部会・産直事業本部と連携した「お米づくりの1年」、「長芋の1年」、「りんご産地メッセージ報告」動画を連続企画として発信するなど、情報発信を積極的に進めました。



▲「お米づくりの1年」の動画

②生消協の取り組みを周知するために、生消協公式SNSとパルシステム公式SNS (FacebookおよびX) との情報連携を行い、組合員に向けての情報拡散を進めました。

(4) パルシステム協力会と地域づくりに向けた課題を共有し、相互参画と交流により、共創を目指した活動に取り組みます。

①第3回の生消協・協力会連携会議(2/16)は都内会場にて、生消協・協力会関係者20名、パルシステム関係者4名の合計24名、オンラインにて80アカウントの参加のもとで開催しました。「パルシステム連合会・生消協・協力会で行う共創の可能性～プラットフォームとしてのローカル認証～」と題して鳥取大学地域学部准教授の大元鈴子様をお招きし、ローカル認証の事例をもとに双方向性を持った流通、「地産地消(距離の短縮)」から「知産知消(関係性の短縮)」が必要であることをお話しいただきました。

②第4回の生消協・協力会連携会議(11/17)は都内会場にて、生消協・協力会関係者32名、パルシステム関係者17名の合計49名、オンラインにて58アカウントの参加のもとで開催しました。

「ゲノム編集の基本と問題点」をテーマに、農民連食品分析センター所長の八田純人様をお招きし、食と遺伝子研究の現状報告をいただき、ゲノム編集食品については、未検証の中で届け出や表示義務無しの流通が行われることへの懸念が示されました。パルシステムのゲノム編集技術応用食品に対する方針共有の場では、表示の義務付けを求め、ゲノム編集食品に反対姿勢であることが説明されました。



▲八田純人様による講演の様子

以上

2023年度 パルシステム生産者・消費者協議会 決算書

貸借対照表 2023年12月31日 現在

(単位:円)

資産の部		負債及び剰余金の部	
普通預金	23,575,692	未払金	1,422,152
前払費用	519,220	預り金	0
未収金	0	仮受金	0
立替金	0	前受金	460,000
		流動負債合計	1,882,152
流動資産合計	24,094,912	負債合計	1,882,152
		前期繰越金	17,015,715
		当期剰余金	5,197,045
		剰余金合計	22,212,760
資産合計	24,094,912	負債・剰余金合計	24,094,912

損益計算書

自 2023年1月1日 至 2023年12月31日

科 目	金 額
会費収入	23,728,000
収入計	23,728,000
委託費	3,600,000
通信費	347,929
旅費交通費	1,897,682
幹事会費	1,925,597
生産者運営委員費	2,089,775
消費者運営委員費	1,889,796
ブロック会議費	1,636,143
部会活動補助費	557,624
調査研究費	57,514
オンライン交流推進費	18,303
広報費	0
会議費	3,030,585
ホームページ運営費	55,000
事務所負担費	396,000
会計委託費	198,000
渉外費	423,500
アドバイザー経費	222,656
消耗品費	23,393
雑費	161,678
支出計	18,531,175
事業剰余金	5,196,825
雑収入	220
当期剰余金	5,197,045
前期繰越金	17,015,715
当次繰越金	22,212,760

2023年度 パルシステム生産者・消費者協議会 予算実績比較表

自 2023年 1月 1日 至 2023年 12月 31日

(単位:円)

勘定科目(補助科目)	当期予算額	当期実績額	予算増減額	予算対比	備考
収入					
会費収入(生産者)	12,760,000	12,728,000	△ 32,000	99.7%	
会費収入(パルグループ)	11,000,000	11,000,000	0	100.0%	
合計	23,760,000	23,728,000	△ 32,000	99.9%	
支出					
委託費	3,600,000	3,600,000	0	100.0%	事務局人件費
通信費	300,000	347,929	47,929	116.0%	
(カタログ発送費)	100,000	169,746	69,746	169.7%	カタログ発送費等
(その他通信費)	200,000	178,183	△ 21,817	89.1%	
旅費交通費	2,300,000	1,897,682	△ 402,318	82.5%	
(公開確認会派遣)	700,000	383,268	△ 316,732	54.8%	4会場へ監査人、2会場へ消費者幹事を派遣
(産直連続講座交通費)	700,000	355,322	△ 344,678	50.8%	
(ブロック会議交通費)	700,000	886,052	186,052	126.6%	3会場へブロック役員、代表幹事、消費者幹事を派遣
(その他派遣費用)	200,000	273,040	73,040	136.5%	会員生協総会・協力会総会等へ生産者幹事を派遣
幹事会費	2,600,000	1,925,597	△ 674,403	74.1%	
(交通費)	1,500,000	1,551,512	51,512	103.4%	
(活動補助費)	1,100,000	374,085	△ 725,915	34.0%	幹事会合宿費等
生産者運営委員会費	3,150,000	2,089,775	△ 1,060,225	66.3%	
(旅費交通費)	1,450,000	1,280,152	△ 169,848	88.3%	
(活動補助費)	300,000	118,945	△ 181,055	39.6%	講師料・産直連続講座補助費
(リーダー研修補助)	900,000	560,755	△ 339,245	62.3%	産地研修に関わる現地移動・宿泊費等
(センター研修補助)	500,000	129,923	△ 370,077	26.0%	会員生協職員研修および企画等補助費
消費者運営委員会	2,950,000	1,889,796	△ 1,060,204	64.1%	
(青年農業者交流会)	600,000	120,699	△ 479,301	20.1%	産地開催での現地移動・講師料、実行委員会費等
(女性生産者交流会)	600,000	548,224	△ 51,776	91.4%	首都圏開催での会場費移動費等、会員生協補助
(消費者幹事旅費交通費)	1,450,000	1,075,579	△ 374,421	74.2%	産地訪問・フィールドワークを含む旅費交通費
(その他活動補助費)	300,000	145,294	△ 154,706	48.4%	講師料、産地訪問・フィールドワーク時の交流費
ブロック会議費	2,050,000	1,636,143	△ 413,857	79.8%	
(関東・中部)	400,000	134,475	△ 265,525	33.6%	ブロック会議実行委員会、役員会費
(東北・北海道)	400,000	332,344	△ 67,656	83.1%	ブロック会議、役員会費
(関西・以西)	700,000	659,199	△ 40,801	94.2%	ブロック会議、役員会、若手生産者交流会費
(合同)	550,000	510,125	△ 39,875	92.8%	合同ブロック会議会場費
部会活動補助費	2,700,000	557,624	△ 2,142,376	20.7%	
(米部会)	600,000	199,130	△ 400,870	33.2%	「お米で超えてく」連動企画・有機米サミット開催費
(野菜部会)	500,000	294,690	△ 205,310	58.9%	青果の見える化生産物成分分析費
(果樹部会)	600,000	63,804	△ 536,196	10.6%	果樹サミット開催費
(畜産部会)	500,000	0	△ 500,000	0.0%	
(鶏卵部会)	500,000	0	△ 500,000	0.0%	
調査研究費	200,000	57,514	△ 142,486	28.8%	産直データブック購入費等
オンライン交流推進費	100,000	18,303	△ 81,697	18.3%	機材運搬費・産地サポート費
広報費	200,000	0	△ 200,000	0.0%	加入促進対策はオンラインにて実施
会議費	2,950,000	3,030,585	80,585	102.7%	
(総会費用)	1,400,000	1,751,501	351,501	125.1%	総会、会員生協別交流会補助
(農法研究会)	550,000	506,096	△ 43,904	92.0%	講師料・会場費
(協力会との交流)	1,000,000	772,988	△ 227,012	77.3%	企画運営費、現地交流会費等
ホームページ運営費	400,000	55,000	△ 345,000	13.8%	メンテナンス費等
事務所負担費	396,000	396,000	0	100.0%	半期毎の支払い
会計委託費	198,000	198,000	0	100.0%	半期毎の支払い
渉外費	350,000	423,500	73,500	121.0%	慶弔関係費・自然災害等の見舞金対応予算 ※1
アドバイザー経費	300,000	222,656	△ 77,344	74.2%	会議、企画に応じ必要な方を依頼
消耗品費	30,000	23,393	△ 6,607	78.0%	封筒作成、文具等
雑費	100,000	161,678	61,678	161.7%	支払手数料
合計	24,874,000	18,531,175	△ 6,342,825	74.5%	
事業剰余金	△ 1,114,000	5,196,825	6,310,825	-466.5%	
雑収入	0	220	220	0.0%	
剰余金	△ 1,114,000	5,197,045	6,311,045	-466.5%	
前期繰越金	17,015,715	17,015,715	0	100.0%	
次期繰越金	15,901,715	22,212,760	6,311,045	139.7%	

※1 自然災害等の見舞金対応予算については、該当の災害等が無かった場合は、次期繰越金とします。

※2 次期繰越金には、2020年度を起点とした年間500,000円の周年事業積立金(累計2,000,000円)を含みます。

2024年1月29日

パルシステム生産者・消費者協議会

監事 薄 一郎

監事 村島 伊津



監 査 報 告 書

次のように2023年度年間監査を行いましたので下記に報告いたします。

1. 監査日時

2024年1月29日(月) 16:30~17:05

2. 監査形式

パルシステム連合会東新宿本部4階第7会議室および
Zoomを使用したハイブリッド形式による監査

3. 監査立会人

パルシステム生産者・消費者協議会	代表幹事	小川 保
パルシステム連合会 管理本部経理部	経理1課課長	小柴 壮志
	経理1課	戸波 たかな
パルシステム生産者・消費者協議会	事務局	坂本 徹

4. 監査範囲及び方法

貸借対照表、損益計算書、総勘定元帳、補助簿等の提出を求め、監査を行いました。

5. 監査意見

- (1) 会計収支は適正に処理されていることを認めます。
- (2) 未執行予算があることから、創意工夫による活動の活性化と共に、適正な予算執行が行われることを求めます。
- (3) 雑費は活動の再開に応じて支払手数料が増加傾向にあります。次年度予算ではネットバンキング化による支払手数料軽減効果を加味した検討を求めます。
- (4) 繰越金が増加していることから、次年度予算では計画的な活用を求めます。

6. 附帯意見

前年度の監査にて、過去に会員産地へ前倒しでの会費徴収を行った経緯から、会員産地への会費算定期間および会費を元にした運営期間の丁寧な説明を求めました。会費徴収時の説明文章の追加など改善が行われたことを認めます。

以上

第2号議案

2024年度活動方針案並びに予算案承認の件

《2024年度活動方針案》

「～産直による地域づくりでもっといい明日へ超えてく！～」

1. 産直による地域づくりをすすめます

- (1) 国際情勢や気候変動に伴う国難級の事態に対して、生産者と消費者による産直の底力と地域や立場を超えた連帯により、新たな産直を構築していきます。
- (2) 「社会情勢」や「くらし」の変化を捉え、生産者と消費者が生活者として相互の理解の下で、協働で持続可能な社会・地域づくりへの参画をすすめます。
- (3) 目まぐるしく変化し続ける社会情勢への対応として、会員産地での産地ビジョンの検証と新たな産地ビジョンの策定を呼びかけます。

2. 食の未来へつなげる取り組みをすすめます

- (1) パルシステムの「もっといい明日へ超えてく」の取り組みと連動し、生産者と消費者の交流を通じて、食の大切さと農の魅力を幅広い世代へ伝え、食料自給率向上と次世代の担い手へつなげます。
- (2) 持続可能な農業の構築に向けて、資源循環や耕畜連携、労働力問題、農業における温室効果ガス削減への対応と見える化、おいしさの向上などに取り組みます。
- (3) 耕畜連携を更に広げるため、畜産と国産飼料生産のつながりの見える化とモデル取り組みの実践をすすめ、消費者の理解も深めます。
- (4) 部会活動は多様な課題や農業技術の学習と共有を行い、生産者間での結束を深めます。
- (5) 若年世代を中心とした研修により、会員産地・会員生協の未来を担う新たな人材育成を推進します。

3. 生産者と消費者との相互理解を深めます

- (1) 生産者・消費者・生協役職員の立場を超えた学習・交流を開催し、お互いの取り組みを理解し、支えあう関係づくりをすすめます。
- (2) 会員産地の交流の実績と情報を可視化し、生産者・消費者・生協役職員による交流の機会の創出をすすめます。
- (3) 会員産地、会員生協の今を伝える取り組みを大切にすると共に、集合開催とオンライン開催の利点を踏まえ、多様な手法を活用した交流の研究とサポートを継続します。

4. パルシステム生産者・消費者協議会の活動を発展させます

- (1) パルシステム生産者・消費者協議会活動をさらに飛躍させるため、組織の枠組みについて論議を継続します。
- (2) 「産直四原則」への理解と、その活動を分かち合う仲間を増やすため、生消協未会員産地への呼びかけをパルシステム産直事業本部と共に行います。
- (3) パルシステム生産者・消費者協議会の SNS 等での情報発信について研究を進めていきます。
- (4) パルシステム協力会との相互参画と交流により、地域づくりに向けた課題を共有し、新たな価値の創造と共創を目指します。

以上

2024年度 パルシステム生産者・消費者協議会 予算案

(単位:円)

勘定科目(補助科目)		2024年度予算案	構成比	備考
収入	会費収入(生産者)	12,918,000	54.0%	
	会費収入(パルシステムグループ)	11,000,000	46.0%	
	合計	23,918,000	100.0%	
支出	委託費	3,600,000	12.0%	事務局人件費
	通信費	400,000	1.3%	
	(カタログ発送費)	200,000		発送費、カタログデータ管理費
	(その他通信費)	200,000		
	旅費交通費	2,700,000	9.0%	
	(公開確認会派遣)	700,000		5会場へ監査人・消費者幹事を派遣
	(産直連続講座派遣)	900,000		講座開始時期の前倒しと共に、9会員生協へ 5部会の会員産地関係者を派遣
	(ブロック会議派遣)	700,000		3会場へ他ブロック役員・代表幹事・消費者幹事を派遣
	(その他派遣)	400,000		会員生協総会・協力会総会・協議会等へ幹事を派遣
	幹事会費	3,400,000	11.3%	
	(旅費交通費)	1,800,000		幹事会(2・4・7・11月)
	(活動補助費)	1,600,000		その他幹事による会合等 幹事会合宿費等
	生産者運営委員会費	3,450,000	11.5%	
	(旅費交通費)	1,500,000		生産者運営委員会(1・4・6・11月)
	(活動補助費)	300,000		※9月はオンライン開催 講師料、産直連続講座補助費
	(リーダー研修補助)	900,000		講師料、会場費、産地研修現地移動・宿泊費等
	(センター研修補助)	750,000		会員生協事業所へ会員産地関係者を派遣
	消費者運営委員会	2,200,000	7.3%	
	(青年農業者交流会)	600,000		実行委員会、会員生協別交流会補助、講師料
	(女性生産者交流会)	600,000		実行委員会、消費者幹事移動費、講師料
	(消費者幹事旅費交通費)	900,000		消費者運営委員会(年12回) 産地訪問またはフィールドワークを含む
	(その他活動補助費)	100,000		講師料、産地訪問またはフィールドワーク交流費
	ブロック会議費	1,800,000	6.0%	
	(関東・中部)	500,000		ブロック会議事前視察、役員会、実行委員会 配送センター同乗企画派遣費
	(東北・北海道)	500,000		ブロック会議事前視察、役員会、実行委員会
	(関西・以西)	800,000		ブロック会議・若手生産者交流会事前視察、 役員会、若手生産者交流会実行委員会
	(合同)	0		合同ブロック会議の会場費等 ※24年は東新宿本部開催のため生じず
	部会活動補助費	3,800,000	12.7%	
	(米部会)	700,000		センター学習会、技術交流会、米産地交流会
	(野菜部会)	1,000,000		野菜の見える化、青果フォーラム
	(果樹部会)	600,000		品目3会議活動、果樹サミット
	(畜産部会)	1,000,000		会場費、産地動画、成分分析、学習会
	(鶏卵部会)	500,000		会場費、学習会、交流活動
調査研究費	200,000	0.7%	産直データブック等	
オンライン交流推進費	100,000	0.3%	レンタルWi-Fi等・オンライン機材貸し出し費	
広報費	200,000	0.7%	未加入産地への加入説明費等	
会議費	3,650,000	12.2%		
(総会費用)	2,000,000		会場費、講師料、会員生協別交流会補助	
(農法研究会)	650,000		講師料、会場費	
(協力会との交流)	1,000,000		連携会議、合同学習会会議費、交流費	
ホームページ運営費	1,500,000	5.0%	メンテナンス費、システム改修費	
事務所負担費	396,000	1.3%	半期毎の支払い	
会計委託費	198,000	0.7%	半期毎の支払い	
渉外費	350,000	1.2%	慶弔関係費	
アドバイザー経費	300,000	1.0%	アドバイザー経費	
消耗品費	30,000	0.1%	文具等	
雑費	120,000	0.4%	振込手数料	
予備費	1,600,000	5.3%	記念誌製作費、自然災害対応予備費等※1	
合計	29,994,000	100.0%		
事業剰余金	△ 6,076,000	-20.3%		
雑収入	0			
剰余金	△ 6,076,000			
前期繰越金	22,212,760			
次期繰越金	16,136,760		※2	

※1 自然災害等の見舞金対応予算については、該当の災害等が無かった場合は、次期繰越金とします。

※2 次期繰越金には、2020年度を起点とした年間500,000円の周年事業積立金(累計2,500,000円)が含まれます。

第3号議案

組織規約改定の件

別紙、組織規約改定につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
変更内容と理由は以下の通りです。

(1) 現状の実務に合わせたな規約規程の見直し

現行の規約・規程の問題点として、実務と異なる点や、規約規程の中で重複する点があることや、定義が存在しない事項が複数あり、運営上の解釈による対応の違いが生じております。これらの問題から、2022年の組織検討委員会答申を基に、幹事会を中心に、生産者運営委員会、消費者運営委員会の場では、これまで長年培われた理念を踏襲した上で、見直し検討を重ねてまいりました。

全体的な見直しの中で、規約・規程については、組織規約を最上位の約束事とし、その下に実際の活動の中での運営や実務に必要な規程を定めることとして内容の整理を行いました。今後の生消協活動のさらなる飛躍と円滑な運営のために、組織規約の改廃は従来通り総会決議事項とし、その下の規程の改廃は幹事会決議事項とすることを提案します。

(2) 「賛助会員」の定義を規定

これまで「賛助会員」の名称は会費基準第2条のみ記載があり、その他の規約・規程の条項に定義はありませんでした。生消協を構成する生産団体については、これまでも農畜産物生産を行う団体が活動の中心であったことから、活動に賛同する農畜産物以外の生産団体を「賛助団体」と定義づけ、今後、農畜産物以外の生産団体による活動が行われる場合には、通常の会員への移行を念頭に、新たに「賛助会員」の定義を組織規約第3条2項に規定することを提案します。

(3) 「加入・退会」、「会員資格喪失」、「アドバイザー」を規定

生消協では「加入・退会に関する条項」「会員資格喪失に関する条項」が規約・規程に無いこと、長年運用がされている「アドバイザー規程」に結び付く「アドバイザーに関する条項」についても規約・規程に無いことから、全般的な見直しの中で、組織規約第3条3項および4項、第4条2項に規定する事を提案します。

(4) 現状の運用に合わせた文言の変更と整理

これまで生消協の所在地および事務局は東京都内におくとしていましたが、全体の事務局は東京都内であることは変わらないものの、専門部会の事務局は産直事業本部（埼玉県岩槻市）が担う現状から、組織規約第7条を改定し「所在地および事務局はパルシステム生活協同組合連合会内におく」ことへの文言修正を提案します。

その他にも、各種の規程と併せて、現状に合わせた文言の修正と整理を行うことを提案します。

組 織 規 約(新旧対照表・該当部分抜粋)

1990年設立総会 制定
 2001年第12回総会 一部改訂
 2006年第17回総会にて補強
 2007年第18回総会 一部改訂
 2011年第22回総会 一部改訂
 2013年第24回総会 一部改定
 2021年第32回総会 一部改定
 2024年第35回総会 一部改定

この規約は、2021年3月4日より施行する

新	旧
<p>(構成) 第3条 この会は、パルシステムと産直活動を進めている生産団体・個人ならびに会員生協、連合会、(株)パル・ミートをもって構成する。</p> <p><u>2. 農畜産物生産者以外の生産団体は賛助会員となることができる。この場合、総会での議決権を有しない。</u></p> <p><u>3. この会の加入、退会は幹事会が承認する。</u></p> <p><u>4. 以下の者は会員資格を喪失する。</u></p> <p>(1) <u>会費の未払。</u></p> <p>(2) <u>この会の活動を妨げ又は著しく信用を失わせる行為をした者。</u></p> <p>(3) <u>パルシステム連合会と直接又は間接的取引が無くなった者。</u></p>	<p>(構成) 第3条 この会は、パルシステムと産直活動を進めている生産団体・個人ならびに会員生協、連合会、(株)パルミートをもって構成する。</p>
<p>(役員) 第4条 この会は、その運営及び監査のため、幹事及び監事若干名をおく。<u>この内容は以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 幹事</p> <p>① <u>生産者と消費者双方から、同人数を基本とする。</u></p> <p>② <u>生産者幹事は各ブロック、各専門部会より選出する。</u></p> <p>③ <u>消費者幹事は会員生協及びパルシステムの推薦により選出する。</u></p> <p>④ <u>選出された幹事は総会で選任する。</u></p> <p>⑤ <u>任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>⑥ <u>役員の数については年度ごとに幹事会で定める。</u></p> <p>⑦ <u>消費者幹事は会員生協の都合により幹事会の承認を得て交代できることとする。</u></p> <p>(2) 監事</p> <p>① <u>生産者1名・消費者1名とする。</u></p> <p>② <u>毎運営年度2回以上、会の財産及び幹事の運営執行状況を監査しなければならない。</u></p> <p><u>2. この会はアドバイザーをおくことができる。アドバイザーについては、別途「アドバイザー規程」に定める。</u></p>	<p>(役員) 第4条 この会は、その運営および監査のため、幹事および監事若干名をおく。</p> <p>【幹事】 <u>幹事は生産者と消費者双方から、同人数を基本とする。1その選任は、生産者は各ブロック、各専門部会2、消費者は会員生協及びパルシステムの推薦による3ものとし、総会で選任する4ものとする。但し、消費者幹事は会員生協の都合により幹事会の承認を得て交代できる7こととする。任期は2年とし、再選を妨げない5。なお、役員の数については年度ごとに幹事会で決める6。</u></p> <p>【監事】 <u>監事は毎運営年度2度以上、会の財産および幹事の運営執行状況を監査しなければならない2。監事については生産者1名・消費者1名1とする。</u></p>

(会費) 第5条 会費については別途「 <u>会費規程</u> 」に定める。 2. 会員に特別の事情がある場合は、幹事会の承認を得て、会費納入を免除することができる。	(会費) 第5条 会費は、原則として事業高や構成員の数で決定し、個人・団体の特別会費の納入を妨げない。また、その額は別途定める。 2 会員に特別の事情がある場合は、幹事会の承認を得て、会費納入を免除することができる。
(所在地及び事務局) 第7条 所在地及び事務局は、 <u>パルシステム生活協同組合連合会内</u> におく。	(所在地及び事務局) 第7条 所在地及び事務局は、東京都内におく。
(改廃) 第8条 この規約の <u>改廃</u> は、総会の決議によらなければならない。	第8条 この規約の変更は、総会の決議によらなければならない。

パルシステム生産者・消費者協議会

運営規程(新旧対照表・該当部分抜粋)

2013年第24回総会 一部改定
2024年第2回幹事会 一部改定

新	旧
(総会) 第2条 <u>生消協会員は、平等の権利を有し1会員1名の議決権は総会において保証され、総会は代表幹事が招集する。</u> 2. <u>総会は委任状を含め過半数の出席をもって成立する。</u>	(総会) 第2条 生消協会員は、平等の権利を有し1会員1名の議決権は総会において保証され、総会は原則として年一回開催されるものとする。
(幹事会) 第3条 この会は次の内容で開催する。 (1) 幹事会は会規約により選任された幹事で組織する。 (2) 幹事会は生産者から代表幹事1名、消費者から副代表幹事1名を <u>互選</u> する。なお必要に応じて生産者から代表代行幹事1名をおくことができる。 (3) 幹事会は代表幹事が召集する。 (4) 幹事会は総会で決議した方針に基づき、日常の運営にあたる。 (5) 原則として年4回の幹事会を開催する。別途必要に応じて臨時幹事会を開催することができる。	(幹事会) 第3条 この会は次の内容で開催する。 1. 幹事会は会規約により選任された幹事で組織する。 2. 幹事会は生産者から代表幹事1名、消費者から副代表幹事1名を選任する。なお必要に応じて生産者から代表代行幹事1名を置くことができる。 3. 幹事会は代表幹事が召集する。 4. 幹事会は総会で決議した方針に基づき、日常の運営にあたる。 5. 原則として年4回の幹事会を開催する。別途必要に応じて臨時幹事会を開催することができる。
(監事会) 第4条 <u>監事は、監査について相互の連絡、協議、意見統制及び決定のために監事会をおく。</u> 2. 監事は、代表監事1名を監事会において互選する。	(監事会) 第4条 1. 監事は、監査について相互の連絡、協議、意見統制及び決定のために監事会を置く。 2. 監事は、代表監事1名を監事会において互選する。
(生産者運営委員会) 第5条 生産者運営委員会は、 <u>生産者のネットワーク組織のまとめ役とし、生産者の自立的課題の整理を行うことを目的とする。</u> 2. 生産者幹事、 <u>副ブロック長</u> 、 <u>部会長及び副部会長</u> をもって組織する。	(生産者運営委員会) 第5条 ■生産者運営委員会 1. <u>生産者幹事、ブロック役員、各部会長をもって組織する。</u> ₂ 2. <u>この会には委員長1名をおく。</u> ₃

<p>3. この会は委員長1名を<u>互選</u>する。</p> <p>4. 招集は委員長が行い、年3回以上委員会を開催する。</p> <p>5. <u>委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p>	<p>3. <u>会の招集は委員長が行い、年3回以上の会議を開催するものとする。</u>⁴</p> <p>4. <u>会の目的は生産者のネットワーク組織のまとめ役とし、生産者の自立的課題の整理をする。</u>¹</p>
<p>(地域ブロック)</p> <p>第6条 <u>地域ブロックは、生産者同士の地域的つながりの強化と連帯を図り、生産者同士の意見交流、情報交換を行い、生産向上に生かすことを目的とする。</u></p> <p>2. <u>地域ブロックは、東北・北海道、関東・中部、関西・以西の3ブロックとする。</u></p> <p>3. <u>ブロック長1名、副ブロック長2名をブロック会議で選任する。但し他ブロックとの兼任はできない。</u></p> <p>4. <u>ブロック会議の招集はブロック長が行い、年2回以上ブロック会議を開催する。</u></p> <p>5. <u>ブロック役員は任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p>	<p>■地域ブロック</p> <p>1. <u>ブロックは、東北・北海道ブロック、関東・中部ブロック、関西・以西ブロックとする。</u>²</p> <p>2. <u>各ブロックはブロック長・副ブロック長を選任する。但し兼任はできない。</u>³</p> <p>3. <u>各ブロックは、年数回のブロック会議開催⁴と、生産者同士の地域的つながりの強化と連帯を図る。また個々の生産者同志の意見交流、情報交換を行い生産向上に生かすものとする。</u>¹</p>
<p>(専門部会)</p> <p>第7条 <u>専門部会は米、野菜、果樹、畜産、鶏卵の5つとし、それぞれの課題解決に向けて学習、検討、実験などを行うことを目的とする。</u></p> <p>2. <u>各部会、年2回以上の部会を開催する。</u></p> <p>3. <u>各部会は、部会長1名、副部会長1名を互選する。但し他部会との兼任はできない。</u></p> <p>4. <u>副部会長を2名以上おく場合は幹事会の承認を得るものとする。</u></p> <p>5. <u>部会長、副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p>	<p>◆専門部会</p> <p>1. <u>米、野菜、果樹、畜産、鶏卵の5つを専門部会とする。</u>¹</p> <p>2. <u>各部会は互選により部会長1名を選任する。兼任はしない。</u>³ <u>必要に応じて副部会長をおくことが出来る。</u>^{3 4}</p> <p>3. <u>各部会ごとに年1～2回の部会を開催し、²各品目ごとの課題解決に向けて学習、検討、実験などを行う。</u>¹</p>
<p>(その他会議体)</p> <p>第8条 <u>必要に応じて幹事会の下に特別プロジェクト又は委員会を設置することができる。</u></p>	<p>■その他</p> <p><u>必要に応じて幹事会の基に特別プロジェクト又は委員会を設置することが出来る。</u></p>
<p>(消費者運営委員会)</p> <p>第9条 <u>消費者運営委員会は、組合員や会員生協の要望、意見他を生消協全体に反映させるためのまとめ役を行うことを目的とする。</u></p> <p>2. <u>消費者幹事をもって組織する。</u></p> <p>3. <u>招集は委員長が行い、月1回の開催を基本とし、その決定は年度ごとに行う。</u></p> <p>4. <u>副代表幹事は委員長を兼ねることとする。</u></p>	<p>(消費者運営委員会)</p> <p>第6条</p> <p>1. <u>消費者幹事をもって組織する。</u>²</p> <p>2. <u>この会は、組合員や会員生協の要望、意見他を生消協協議会全体に反映させるためのまとめ役¹を行う。</u></p> <p>3. <u>部会は必要に応じて開催するものとする。</u>³</p>
<p>(事務局)</p> <p>第10条 <u>生消協の運営を円滑に進めるために代表幹事の下に事務局をおく。</u></p> <p>2. <u>事務局は各種企画を、その都度実行委員会を組織してこれにあたることができる。</u></p> <p>3. <u>事務局会議メンバーは、代表幹事が指名する。</u></p>	<p>(事務局)</p> <p>第7条</p> <p>1. <u>生消協の運営を円滑に進めるために事務局を置く。各種企画は、その都度実行委員会を組織してこれにあたる事ができる。</u></p> <p>2. <u>代表の下に事務局会議を設置する。</u></p> <p>3. <u>事務局会議メンバーは、代表幹事が指名し、会の円滑運営を目的として開催する。</u></p>
<p>(改廃)</p> <p>第11条 <u>この規程の改廃は、幹事会が行う。</u></p>	

会費規程(新旧対照表・該当部分抜粋)

2024年第2回幹事会 一部改定

新	旧																				
<p>(会費算定) 第1条 <u>会費の算定は、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>生産者団体</u></p> <p>① 生産者会費は最低会費を1万円としパルシステム連合会との前年度の年間取引高に基づき算定する。</p> <p>② <u>年間取引高がわかりにくい場合は産地と協議の上決定する。</u></p> <p>③ <u>賛助会員の会費は、別途協議する。</u></p> <p>④ <u>取引高に応じた会費は以下を基準とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年間取引高</th> <th style="text-align: center;">会費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円超</td> <td style="text-align: right;">250,000円</td> </tr> <tr> <td>5億円超</td> <td style="text-align: right;">200,000円</td> </tr> <tr> <td>3億円超</td> <td style="text-align: right;">150,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>7千万円超</td> <td style="text-align: right;">70,000円</td> </tr> <tr> <td>5千万円超</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> <tr> <td>3千万円超</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>消費者団体</u></p> <p>① 当該年度の総会で決定した予算に沿って、算定方法の基準により幹事会で確定する。</p> <p>② 会員生協の会費の確定方法は、原則として以下とする。</p> <p>(a) <u>生消協当該年度予算の概ね半額を目安とする。</u></p> <p>(b) <u>会員生協の総額、連合会、(株)パル・ミートの会費については幹事会で決める。</u></p> <p>(c) <u>会員生協の会費は、パルシステム(無店舗事業に限定)の当該年度の3月末登録組合員の数値(Webサーバーから抽出)を用い、その数値に応じて会員生協ごとに按分して負担する。</u></p>	年間取引高	会費額	10億円超	250,000円	5億円超	200,000円	3億円超	150,000円	1億円超	100,000円	7千万円超	70,000円	5千万円超	50,000円	3千万円超	30,000円	1千万円超	20,000円	1千万円以下	10,000円	<p>(会費基準) 第1条</p> <p>①生産者団体</p> <p>1. 生産者会費は最低会費を1万円としパルシステム連合会との前年度の年間取引高に基づき算定する。</p> <p>2. 生産者会費基準はパルシステム仕入れ金額とする。但しわかりにくい場合は産地と相談する。</p> <p>②消費者団体</p> <p>1. 当該年度の総会で決定した予算に沿って、算定方法の基準により生消協幹事会で確定する。</p> <p>2. 会員生協の会費の確定方法は、原則として以下とする。</p> <p>(ア)消費者側(会員生協・連合会・子会社)は、当該年度の生・消協予算の概ね半分を目安に、会費として拠出する。</p> <p>(イ)会員生協総額、連合会、子会社の拠出額については幹事会で決める。</p> <p>(ウ)会員生協会費は、パルシステム(無店舗事業に限定)の当該年度の3月末登録組合員の数値(Webサーバーから抽出)を用い、その数値に応じて会員生協ごとに按分して負担する。</p>
年間取引高	会費額																				
10億円超	250,000円																				
5億円超	200,000円																				
3億円超	150,000円																				
1億円超	100,000円																				
7千万円超	70,000円																				
5千万円超	50,000円																				
3千万円超	30,000円																				
1千万円超	20,000円																				
1千万円以下	10,000円																				
<p>(会費払込) 第2条 <u>会費の払込は、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>生産者団体の会費は、前年度の12月末日までに各団体へ請求書を発行し、当該年度1月末日までに収めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>消費者団体の会費は、当該年度の4月15日までに各団体へ請求書を発行し、4月末日までに収めるものとする。</u></p>	<p>第2条(会費払込)</p> <p>1. 生産者側団体の会費の払い込みは、当該年度の12月末日までに各団体へ請求書を発行し、1月末日までに行うものとする。</p> <p>2. 消費者側団体の会費の払い込みは、当該年度の4月15日までに各団体へ請求書を発行し、4月末日までに行うものとする。</p> <p>3. 賛助会員の会費額は別途相談する。</p>																				

	4. 取引高比例会費基準は以下とする。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>会費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円超</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>5億円超</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>3億円超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>7千万円超</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>5千万円超</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>3千万円超</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	基準	会費額	10億円超	250,000円	5億円超	200,000円	3億円超	150,000円	1億円超	100,000円	7千万円超	70,000円	5千万円超	50,000円	3千万円超	30,000円	1千万円超	20,000円	1千万円以下	10,000円
	基準	会費額																			
	10億円超	250,000円																			
	5億円超	200,000円																			
	3億円超	150,000円																			
	1億円超	100,000円																			
	7千万円超	70,000円																			
	5千万円超	50,000円																			
	3千万円超	30,000円																			
1千万円超	20,000円																				
1千万円以下	10,000円																				
(改廃)																					
第3条 この規程の改廃は、幹事会が行う。																					

パルシステム生産者・消費者協議会

旅費規程(新旧対照表・該当部分抜粋)

2020年第1回幹事会 一部改定

2024年第2回幹事会 一部改定

新	旧
<p>(役員旅費支給)</p> <p>第1条 幹事会、生産者運営委員会、消費者運営委員会、他地域ブロック会議、会として認められるその他会合への出席のための旅費の支給は本規程の定めによる。</p> <p>2. 通常総会、自地域ブロック会議、催事(賀詞交歓会、青果フォーラム、農法研究会、部会主催の会合など)については支給しない。</p>	<p>(役員・事務局旅費支給規程)</p> <p>第3条 総則</p> <p>1 幹事会・生産者運営委員会・消費者運営委員会・他ブロック会議、会として認められるその他会合への出席のための旅費の支給は本規定の定めによる。</p> <p>2 自エリアのブロック会議、催事(青年農業者交流会・青果フォーラム・農法研究会・部会主催の会合など)については支給しない。</p>
<p>(支給額算出根拠)</p> <p>第2条 交通費は、原則として領収書等によって確認される次の金額を支給する。但し、領収書等による確認が困難な場合は、公共交通機関の料金及び別に定める基準によって支給する。</p> <p>(1) 自動車等の燃料代及び有料道路使用料金、駐車料金等</p> <p>(2) 鉄道・バス等の乗車運賃及び特急・指定席料金</p> <p>(3) 航空賃のエコノミークラス料金</p> <p>(4) タクシー乗車賃</p> <p>(5) レンタカー利用代金</p> <p>2. 単独の会議(午前中のみ、又は、午後のみ)などで前泊・後泊での参加の際、算定期間は1泊2日とし、交通費・宿泊費補助の上限を7万円とする。但し、2日間連続しての会議参加の場合はこの限りではない。</p> <p>3. 宿泊が必要となった会議への参加の場合は可能な限り出張パック等を利用する。</p> <p>4. 当協議会活動と他業務と並行する場合、交通費・宿泊費総額の半額を支給する。</p>	<p>第4条 支給額算出根拠</p> <p>1 交通費は、原則として領収書等によって確認される次の金額を支給する。ただし、領収書等による確認が困難な場合は、公共交通機関の料金及び別に定める基準によって支給する。</p> <p>(1) 自動車等の燃料代及び有料道路使用料金、駐車料金等</p> <p>(2) 鉄道・バス等の乗車運賃及び特急・指定席料金</p> <p>(3) 航空賃のエコノミークラス料金</p> <p>(4) タクシー乗車賃</p> <p>(5) レンタカー利用代金</p> <p>2 宿泊を伴う企画への参加の場合は可能な限り出張パック等を利用する。単独の会議(午前中のみ、または、午後のみ)などで前泊・後泊での参加の際、算定期間は1泊2日とし、交通費・宿泊費補助の上限を5万円とする。2日間連続しての会議参加の場合はこの限りではない。</p> <p>3 当協議会活動と他業務と並行する場合、交通費・宿泊費総額の半額を支給する。</p>

<p>(支給方法)</p> <p>第3条 所定の旅費請求書を用い、<u>会合開催日から1ヶ月以内に事務局へ請求する。事務局は、内容確認の上、毎月5日到着分までを、会合開催日の翌月末に支給する。</u></p>	<p>第5条 支給方法</p> <p>1 会合開催日から1ヶ月以内に事務局へ経路や経費を明記した清算書を提出し支給する。</p>
<p>(改廃)</p> <p>第4条 この規程の改廃は、幹事会が行う。</p>	<p>第6条 規定の改廃</p> <p>1 この規程の改廃は、幹事会が行う。</p>

パルシステム生産者・消費者協議会

慶弔規程(新旧対照表・該当部分抜粋)

2024年第2回幹事会 一部改定

新	旧
<p>(総則)</p> <p>第1条 生消協の関連団体の慶弔に関する事項は、この慶弔規程による。金額などの裁定は代表幹事が決定する。</p> <p>2. その他生消協関連団体の慶弔については、原則として生消協が会員を代表して行うものとする。</p>	<p>(慶弔規程)</p> <p>第7条</p> <p>1. 生消協の関連団体の慶弔に関する事項は、この慶弔規定による。金額などの裁定は代表が決定する。</p> <p>2. その他生消協関連団体の慶弔については、原則として生消協が会員を代表して行うものとする。</p>
<p>(改廃)</p> <p>第2条 この規程の改廃は幹事会が行う。</p>	<p>3. この規定の変更は幹事会の議決により行う。</p>
<p>【廃止】 ※運営規程第10条に統合</p>	<p>(事務局)</p> <p>第8条</p> <p>1. 事務局の選任は幹事会が行う。</p> <p>2. 雇用は連合会が行う。</p> <p>3. その他必要事項については幹事会が裁定する。</p>

※変更箇所は改定後の下線および太字で表記。

※変更箇所にて、改定前の条・項・号の組換えが多数生じる場合は、該当箇所を下線で示すと共に、末尾に改定後の項、号を表記。

パルシステム生産者・消費者協議会

組 織 規 約

1990年設立総会 制定
2001年第12回総会 一部改訂
2006年第17回総会にて補強
2007年第18回総会 一部改訂
2011年第22回総会 一部改訂
2013年第24回総会 一部改定
2021年第32回総会 一部改定
2024年第35回総会 一部改定

(名称)

第1条 この会は「パルシステム生産者・消費者協議会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、パルシステム連合会とそれを構成する会員ならびに産直活動を進める生産者が、農業や食の問題を共通の課題とし、それぞれが生活者として相互連携し、それぞれに生きる「地域」を安全且つ豊かな「暮らしの場」とすることを目指し活動することを目的とする。

(構成)

第3条 この会は、パルシステムと産直活動を進めている生産団体・個人ならびに会員生協、連合会、(株)パル・ミートをもって構成する。

2. 農畜産物生産者以外の生産団体は賛助会員となることができる。この場合、総会での議決権を有しない。
3. この会の加入、退会は幹事会が承認する。
4. 以下の者は会員資格を喪失する。
 - (1) 会費の未払。
 - (2) この会の活動を妨げ又は著しく信用を失わせる行為をした者。
 - (3) パルシステム連合会と直接又は間接的取引の無くなった者。

(役員)

第4条 この会は、その運営及び監査のため、幹事及び監事若干名をおく。この内容は以下のとおりとする。

(1) 幹事

- ① 生産者と消費者双方から、同人数を基本とする。
- ② 生産者幹事は各ブロック、各専門部会より選出する。
- ③ 消費者幹事は会員生協及びパルシステムの推薦により選出する。
- ④ 選出された幹事は総会で選任する。
- ⑤ 任期は2年とし、再任を妨げない。
- ⑥ 役員の数については年度ごとに幹事会で定める。
- ⑦ 消費者幹事は会員生協の都合により幹事会の承認を得て交代できることとする。

(2) 監事

- ① 生産者1名・消費者1名とする。
 - ② 毎運営年度2回以上、会の財産及び幹事の運営執行状況を監査しなければならない。
2. この会はアドバイザーをおくことができる。アドバイザーについては、別途「アドバイザー規程」に定める。

(会費)

第5条 会費については別途「会費規程」に定める。

2. 会員に特別の事情がある場合は、幹事会の承認を得て、会費納入を免除することができる。

(運営)

第6条 運営については、別途「運営規程」に定める。

- 2 運営年度は、1月1日より12月31日までとし、毎年一回以上総会を開く。

(所在地及び事務局)

第7条 所在地及び事務局は、パルシステム生活協同組合連合会内におく。

(改廃)

第8条 この規約の改廃は、総会の決議によらなければならない。

運 営 規 程

2013年第24回総会 一部改定

2024年第2回幹事会 一部改定

(総則)

第1条 パルシステム生産者・消費協議会（以下、生消協）の運営規程は、加入者の意志と参加を前提として別紙の機構図にあるように会員相互の円滑な意志疎通と目的達成のために民主的な運営を保証するものである。

(総会)

第2条 生消協会員は、平等の権利を有し1会員1名の議決権は総会において保証され、総会は代表幹事が召集する。

2. 総会は委任状を含め過半数の出席をもって成立する。

(幹事会)

第3条 この会は次の内容で開催する。

- (1) 幹事会は会規約により選任された幹事で組織する。
- (2) 幹事会は生産者から代表幹事1名、消費者から副代表幹事1名を互選する。なお必要に応じて生産者から代表代行幹事1名をおくことができる。
- (3) 幹事会は代表幹事が召集する。
- (4) 幹事会は総会で決議した方針に基づき、日常の運営にあたる。
- (5) 原則として年4回の幹事会を開催する。別途必要に応じて臨時幹事会を開催することができる。

(監事会)

第4条 監事は、監査について相互の連絡、協議、意見統制及び決定のために監事会をおく。

2. 監事は、代表監事1名を監事会において互選する。

(生産者運営委員会)

第5条 生産者運営委員会は、生産者のネットワーク組織のまとめ役とし、生産者の自立的課題の整理を行うことを目的とする。

2. 生産者幹事、副ブロック長、部会長および副部会長をもって組織する。
3. この会は委員長1名を互選する。
4. 招集は委員長が行い、年3回以上委員会を開催する。
5. 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(地域ブロック)

第6条 地域ブロックは、生産者同士の地域的つながりの強化と連帯を図り、生産者同士の意見交流、情報交換を行い、生産向上に生かすことを目的とする。

2. 地域ブロックは、東北・北海道、関東・中部、関西・以西の3ブロックとする。
3. ブロック長1名、副ブロック長2名をブロック会議で選任する。但し他ブロックとの兼任はできない。
4. ブロック会議の招集はブロック長が行い、年2回以上ブロック会議を開催する。
5. ブロック役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(専門部会)

第7条 専門部会は米、野菜、果樹、畜産、鶏卵の5つとし、それぞれの課題解決に向けて学習、検討、実験などを行うことを目的とする。

2. 各部会、年2回以上の部会を開催する。
3. 各部会は、部会長1名、副部会長1名を互選する。但し他部会との兼任はできない。
4. 副部会長を2名以上おく場合は幹事会の承認を得るものとする。
5. 部会長、副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(その他会議体)

第8条 必要に応じて幹事会の基に特別プロジェクト又は委員会を設置することができる。

(消費者運営委員会)

第9条 消費者運営委員会は、組合員や会員生協の要望、意見他を生消協全体に反映させるためのまとめ役を行うことを目的とする。

2. 消費者幹事をもって組織する。
3. 招集は委員長が行い、月1回の開催を基本とし、その決定は年度ごとに行う。
4. 副代表幹事は委員長を兼ねることとする。

(事務局)

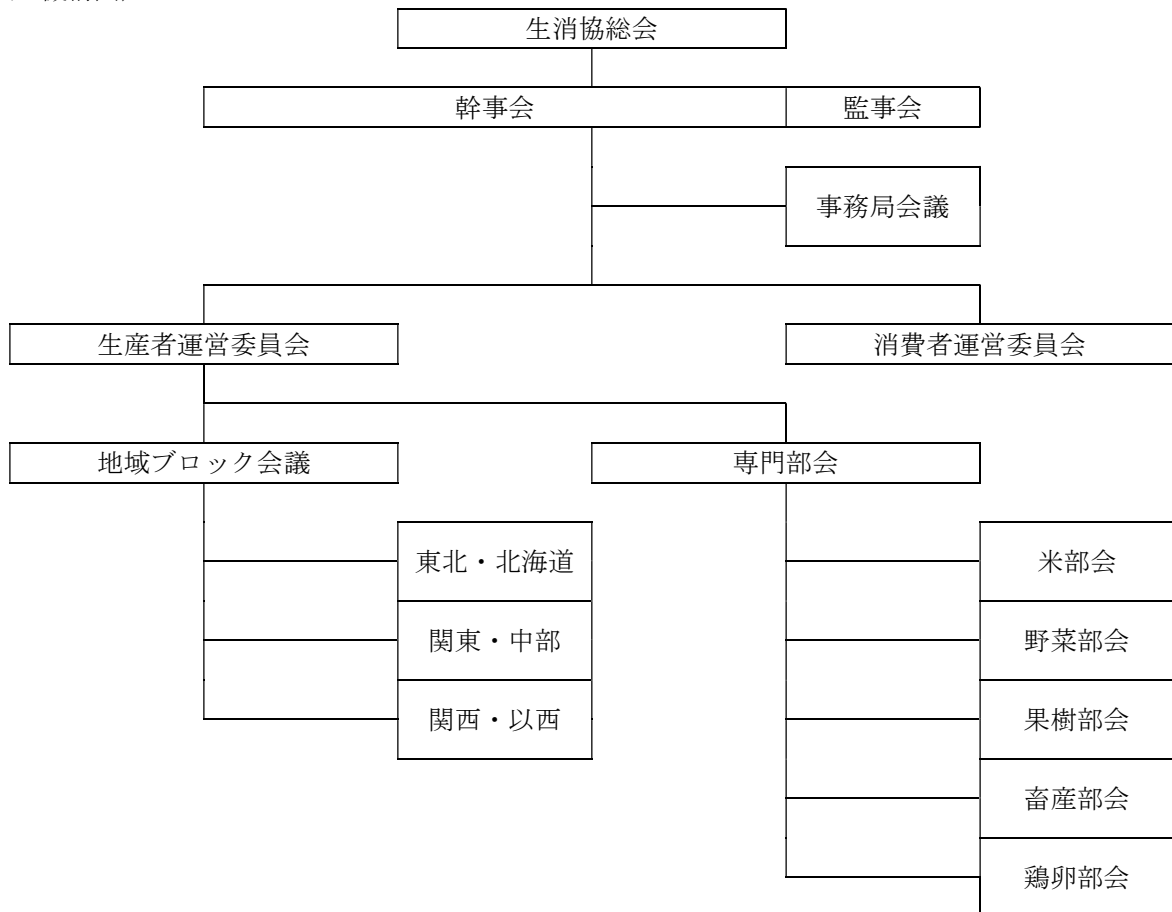
第10条 生消協の運営を円滑に進めるために代表幹事の下に事務局をおく。

2. 事務局は各種企画を、その都度実行委員会を組織してこれにあたることできる。
3. 事務局会議メンバーは、代表幹事が指名する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、幹事会が行う。

(別紙：機構図)



会 費 規 程

2024 年第 2 回幹事会 一部改定

(会費算定)

第 1 条 会費の算定は、以下の通りとする。

(1) 生産者団体

- ① 生産者会費は最低会費を 1 万円としパルシステム連合会との前年度の年間取引高に基づき算定する。
- ② 年間取引高がわかりにくい場合は産地と協議の上決定する。
- ③ 賛助会員の会費は、別途協議する。
- ④ 取引高に応じた会費は以下を基準とする。

年間取引高	会費額
10 億円超	250,000 円
5 億円超	200,000 円
3 億円超	150,000 円
1 億円超	100,000 円
7 千万円超	70,000 円
5 千万円超	50,000 円
3 千万円超	30,000 円
1 千万円超	20,000 円
1 千万円以下	10,000 円

(2) 消費者団体

- ① 当該年度の総会で決定した予算に沿って、算定方法の基準により幹事会で確定する。
- ② 会員生協の会費の確定方法は、原則として以下とする。
 - (a) 生消協当該年度予算の概ね半額を目安とする。
 - (b) 会員生協の総額、連合会、(株)パル・ミートの会費については幹事会で決める。
 - (c) 会員生協の会費は、パルシステム（無店舗事業に限定）の当該年度の 3 月末登録組合員の数値（Web サーバーから抽出）を用い、その数値に応じて会員生協ごとに按分して負担する。

(会費払込)

第 2 条 会費の払込は、以下の通りとする。

- (1) 生産者団体の会費は、前年度の 12 月末までに各団体へ請求書を発行し、当該年度 1 月末日までに収めるものとする。
- (2) 消費者団体の会費は、当該年度の 4 月 15 日までに各団体へ請求書を発行し、4 月末日までに収めるものとする。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、幹事会が行う。

旅 費 規 程

2020年第1回幹事会 一部改定

2024年第2回幹事会 一部改定

(役員旅費支給)

第1条 幹事会、生産者運営委員会、消費者運営委員会、他地域ブロック会議、会として認められるその他会合への出席のための旅費の支給は本規程の定めによる。

2. 通常総会、自地域ブロック会議、催事(賀詞交歓会、青果フォーラム、農法研究会、部会主催の会合など)については支給しない。

(支給額算出根拠)

第2条 交通費は、原則として領収書等によって確認される次の金額を支給する。但し、領収書等による確認が困難な場合は、公共交通機関の料金及び別に定める基準によって支給する。

- (1) 自動車等の燃料代及び有料道路使用料金、駐車料金等
 - (2) 鉄道・バス等の乗車運賃及び特急・指定席料金
 - (3) 航空賃のエコノミークラス料金
 - (4) タクシー乗車賃
 - (5) レンタカー利用代金
2. 単独の会議(午前中のみ、又は、午後のみ)などで前泊・後泊での参加の際、算定期間は1泊2日とし、交通費・宿泊費補助の上限を7万円とする。但し、2日間連続しての会議参加の場合はこの限りではない。
 3. 宿泊が必要となった会議への参加の場合は可能な限り出張パック等を利用する。
 4. 当協議会活動と他業務と並行する場合、交通費・宿泊費総額の半額を支給する。

(支給方法)

第3条 所定の旅費請求書を用い、会合開催日から1ヶ月以内に事務局へ請求する。事務局は、内容確認の上、毎月5日到着分までを、会合開催日の翌月末に支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、幹事会が行う。

慶 弔 規 程

2024年第2回幹事会 一部改定

(総則)

第1条 生消協の関連団体の慶弔に関する事項は、この慶弔規程による。金額などの裁定は代表幹事が決定する。

2 その他生消協関連団体の慶弔については、原則として生消協が会員を代表して行うものとする。

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、幹事会が行う。

—資料—

- 2023年度 主要活動日誌
- 幹事会活動状況
- 監事会活動状況
- 生産者運営委員会活動状況
- 消費者運営委員会活動状況
- 地域ブロック活動状況
- 専門部会活動状況
- 公開確認会活動状況
- 次世代リーダー研修活動状況
- センター研修活動状況
- その他育成企画活動状況
- 産直連続講座活動状況
- 組織規約
- 運営規程
- 会費基準及び旅費・慶弔規程
- アドバイザー規程

《2023年度 主要活動日誌》

月	日	会議・企画名	会場等
1月	6日	第1回消費者運営委員会	東新宿本部(ハイブリッド)
	12日	第30回農法研究会	ニッショーホール(ハイブリッド)
		賀詞交歓会	品川プリンスホテル
	13日	合同ブロック会議	TKP東京カンファレンスセンター (ハイブリッド)
30日	第2回消費者運営委員会	東新宿本部(オンライン)	
2月	3日	第1回幹事会	東新宿本部(ハイブリッド)
	16日	生消協・協力会連携会議	快決いい会議室(ハイブリッド)
	18日	2023年度果樹サミット	笛吹市学びの杜みさか
	27日	第3回消費者運営委員会	岩槻事務所(ハイブリッド)
3月	1日	第34回通常総会	日経ホール
	2日	会員生協別交流会	各会員生協会場
	10日	第1回米部会	東新宿本部(ハイブリッド)
4月	3日	第4回消費者運営委員会	東新宿本部(オンライン)
	10日	第1回果樹部会 りんご会議	岩槻事務所(オンライン)
	13日	第2回生産者運営委員会	新宿コズミックセンター (ハイブリッド)
		第2回幹事会	
19日-20日	関東・中部ブロック会議	埼玉産直協議会 農・彩・土	
5月	1日	第5回消費者運営委員会	東新宿本部(ハイブリッド)
	21日-22日	消費者運営委員会(フィールドワーク)	ノーザンび〜ふ産直協議会(宮北牧場)
6月	1日	第1回畜産部会	オンライン
	5日	第6回消費者運営委員会	東新宿本部(ハイブリッド)
	9日	鶏卵部会 たまご会議/コア・フードたまご会議	東新宿本部(ハイブリッド)
	15日	第3回生産者運営委員会	東新宿本部(ハイブリッド)
29日-30日	米部会 有機米サミット	庄内協同ファーム	
7月	3日	第7回消費者運営委員会	東新宿本部(ハイブリッド)
	19日	果樹部会 りんご会議	天童果実同志会
	20日-21日	新旧役員懇談会・第3回幹事会	東新宿本部
	31日-8月1日	関西・以西ブロック会議	JAたじま
8月	7日	第8回消費者運営委員会	東新宿本部(オンライン)
	17日-18日	東北・北海道ブロック会議	花兄園・JA新みやぎ
	23日-24日	第1回次世代リーダー研修	リステルホテル新宿
9月	1日	鶏卵部会 たまご会議/コア・フードたまご会議	東新宿本部(ハイブリッド)
	4日	第9回消費者運営委員会	東新宿本部
	14日-15日	第1回関西・以西ブロック若手生産者交流会	JAふくおか八女
	21日	第4回生産者運営委員会	東新宿本部(ハイブリッド)
10月	2日	第10回消費者運営委員会	東新宿本部(オンライン)
	4日	第12回青果フォーラム	東新宿本部(ハイブリッド)
11月	1日-2日	第2回次世代リーダー研修	野菜くらぶ
	3日	第5回生産者運営委員会	東新宿本部(ハイブリッド)
		第11回消費者運営委員会	
		生産者・消費者合同会議	
	9日-10日	青年農業者交流会	山梨県立図書館・ドメヌヒデ
	16日	第4回幹事会	東新宿本部(ハイブリッド)
30日	第2回畜産部会	岩槻事務所(オンライン)	
30日-12月1日	第22回女性生産者交流会	1日目:東新宿事業所(ハイブリッド) 2日目:会員生協別会場	
12月	4日	第12回消費者運営委員会	東新宿本部(オンライン)
	6日-7日	第3回次世代リーダー研修	東新宿本部
	8日	第2回米部会 鶏卵部会 たまご会議/コア・フードたまご会議	東新宿本部(ハイブリッド)

《幹事会 活動状況》

開催日	開催場所	議題
2月3日	東新宿本部 (ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザに伴うお見舞金贈呈 ・第34回通常総会議案承認について ・運営議長と議事録署名人について ・2023年度年間活動スケジュールについて ・組織検討委員会答申について
4月13日	新宿コズミックセンター (ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏とんトン協議会畜舎火災に伴うお見舞金贈呈 ・2023年度アドバイザーについて ・生消協口座のネットバンキング化について ・規約・規程の改定提案 ・2023年度幹事会合宿について ・2023年度催事等担当役員派遣確認
7月20日 -21日	東新宿本部	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜部会青果の見える化の取り組みについて ・規約規程改定集中討議 ・パルシステム新潟ときめきの生消協加入に向けて <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開確認会報告 ・グループディスカッション 「食料自給率向上と新たな担い手へつなげるために 生産者・消費者ができること」
11月16日	東新宿本部 (ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年1月～3月催事について ・2024年度幹事会合宿について ・2024年度活動方針について ・2023年度中間監査報告 ・2024年度会費徴収について ・2024年度予算案について

《監事会 活動状況》

開催日	開催場所	議題
9月27日	オンライン	2023年1月1日～6月30日までの半期決算監査
24年1月29日	東新宿本部(ハイブリッド)	2023年1月1日～12月31日までの年間決算監査

《生産者運営委員会 活動状況》

開催日	開催場所	議題
1月13日	TKP東京カンファレンスセンター (ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度方針(第2次案)および役員人事案について ・2023年度活動・予算討議
4月13日	新宿コズミックセンター (ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度催事等担当役員派遣調整 ・2023年度活動(ブロック・部会活動計画含む)について
6月15日	東新宿本部 (ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> ・生消協部会活動補助費について ・青果フォーラム・農法研究会実施案 ・センター研修(多摩西風エリアまつり)派遣役員調整 ・地域ブロック会議実施および進捗報告 ・専門部会・産直委員会・次世代リーダー研修進捗報告
9月21日	東新宿本部 (ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> ・農法研究会テーマ・講師選定 ・2024年度専門部会活動方針・スケジュールについて ・専門部会・地域ブロック・産直委員会報告 ・次世代リーダー研修報告 ・青年農業者交流会進捗報告
11月3日	東新宿本部 (ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度年始4企画、総会・会員生協別交流会について ・2024年度予算案協議 ・専門部会・産直委員会・次世代リーダー研修報告 ・「自給肥料・飼料・種子」等の調査に関する報告

《消費者運営委員会 活動状況》

開催日	開催場所	議題
1月6日	東新宿本部 (ハイブリッド)	・2023年度活動方針<意見集約・共有・検討> ・第34回総会までのスケジュール等について
1月30日	東新宿本部(オンライン)	・2023年度活動方針<最終案>について ・第34回総会役割調整 ・女性生産者交流会日程について ・フィールドワーク行程案について ・関東・中部ブロック会議派遣者調整
2月27日	岩槻事務所 (ハイブリッド)	・第34回総会進行(タイムスケジュール等)確認 ・生消協・協力会連携会議セミナー・果樹サミット報告 【岩槻事務所視察】・青果品質学習会及び青果セット現場見学
4月3日	東新宿本部 (オンライン)	・通常総会振り返りと会員生協別交流会報告 ・地域ブロック会議・公開確認会報告 ・女性生産者交流会・産地訪問の考え方について
5月1日	東新宿本部 (ハイブリッド)	・女性生産者交流会全体会検討 ・公開確認会、ブロック会議派遣者調整 【フィールドワーク事前学習会】・畜産業の現状とノーザンビーフの取り組み ・宮北牧場の取り組み
5月21日 -22日	ノーザンび〜ふ産直協議会 (宮北牧場)	【1日目】・協議会30年の歴史と概要、畜産の現状、宮北牧場の取り組み ・宮北牧場視察(飼料、育成・肥育・繁殖牛舎) 【2日目】・宮北牧場視察(放牧場) ・サンマルコ食品恵庭工場視察(エコフィードについて)
6月5日	東新宿本部 (ハイブリッド)	・規約規程改定について ・ブロック産地訪問について ・公開確認会派遣者調整 ・各幹事2年間の振り返り
7月3日	東新宿本部 (ハイブリッド)	・新幹事顔合わせ ・2023年度活動スケジュール・2023年度方針と役員の役割について ・女性生産者交流会・ブロック産地訪問・生消協規約規程改定の確認 【香取元代表幹事による学習会】・生消協の歴史と消費者幹事の役割
8月7日	東新宿本部 (オンライン)	・女性生産者交流会・全体会企画 ・ブロック産地訪問について ・今後の活動案 ・公開確認会・幹事会・関西以西ブロック会議報告
9月4日	東新宿本部	・女性生産者交流会・全体会企画について ・ブロック産地訪問について ・生産者幹事産地オンライン交流及び青果、畜産関連施設視察検討 ・ブロック会議・公開確認会・次世代リーダー研修報告
10月2日	東新宿本部 (オンライン)	・女性生産者交流会について ・生産者幹事産地オンライン交流について ・青果、畜産関連施設視察について ・関東・中部ブロック産地訪問、関西・以西ブロック若手生産者交流会報告 ・食料・農業・農村基本法学習会報告 ・2024年第35回生消協総会及び会員生協別交流会について
11月3日	東新宿本部 (ハイブリッド)	・女性生産者交流会について ・農法研究会・総会&講演会の役割検討 ・関西・以西および東北・北海道ブロック産地訪問・青果フォーラム報告
12月4日	東新宿本部 (オンライン)	・2023年度女性生産者交流会振り返りと2024年度開催について ・2024年度方針および消費者運営委員会活動について 【特別交流】・(株)マルタの取り組み

《地域ブロック 活動状況》

開催日	地域ブロック	開催場所	概要
4月19日 -20日	関東・中部	埼玉産直協議会 『農・彩・土』	【1日目】・埼玉産直協議会『農・彩・土』活動報告 ・埼玉産地報告「資材高騰対応の取り組みと産地の魅力づくり」 ・グループディスカッション 【2日目】・視察: 沃土会圃場、パルシステム熊谷セットセンター
7月31日 -8月1日	関西・以西	JAたじま	【1日目】・豊岡市報告「コウノトリとともに育む豊かな地域づくり ～野生復帰とオーガニックビレッジの取り組み～」 ・コウノトリ育むお米生産部会/JAたじま報告 「コウノトリ育む農法・生産部会の取り組み」 ・意見交換「地域の課題解決と環境共生の地域づくり」、 「地域ビジョンを描き、誰もが当事者になるために」 【2日目】・視察: 坪口農事未来研究所、豊岡市コウノトリ文化館
8月17日 -18日	東北・北海道	花兄園 JA新みやぎ	【1日目】・花兄園・JA新みやぎ報告 ・東北・北海道ブロック耕畜連携産地の事例紹介 ポークランドグループ、宮北牧場、大牧農場の取り組み ・グループディスカッション 【2日目】・視察: 涌谷町子実コーン試験栽培圃場、花兄園ファーム

《専門部会 活動状況》

(米部会)

開催日	開催場所	議題
3月10日	東新宿本部(ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> 次期生消協役員選出について 産地プレゼン:JA新潟かがやき 「お米で超えてく」センター米学習会 会員生協別交流会参加報告、今後の交流について
6月29日 -30日	【有機米サミット】 庄内協同ファーム(山形)	<ul style="list-style-type: none"> 産地プレゼン:庄内協同ファーム 講演1:農研機構 須藤 重人 様 「農業分野での温室効果ガス削減に向けた取り組み」 講演2:農林水産省 岩瀬 祥子 様 「温室効果ガス削減の見える化について」
12月8日	東新宿本部(ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> 産地プレゼン:農民連京都産直センター 2023年度活動報告と2024年度活動について コーティング肥料について

(野菜部会)

開催日	開催場所	議題
10月4日	【青果フォーラム】 東新宿本部(ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> 講演:山梨県総合農業技術センター 長坂 克彦 様 「農業における温室効果ガスの実態と削減」 近郊産地部会報告 パネルディスカッション「今後の野菜部会が目指すこと」

(果樹部会)

開催日	開催場所	議題
2月18日	【果樹サミット】 笛吹市学びの杜みさか(山梨)	<ul style="list-style-type: none"> 講演1:農研機構 須藤 重人 様 「土壌炭素貯留と温室効果ガス削減による気候変動緩和策」 講演2:山梨県総合農業技術センター 長坂 克彦 様 「山梨県における4パーミル・イニシアチブによる二酸化炭素低減の取組～果樹で取り組む地球温暖化対策～」 園地視察 山梨エコ農業推進協議会取り組み報告 講演3:農研機構 須藤 重人 様 「Jクレジットの仕組みについて」

※その他、品目ごとの活動および果樹ミーティングを開催

(畜産部会)

開催日	開催場所	議題
6月1日	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> 部会活動方針 家畜疾病及び国内外のワクチン等の情勢報告 飼料情勢 ゲノム編集技術応用食品に対する方針説明
11月30日	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> 家畜疾病情勢およびアニマルウェルフェア新指針報告 今後の部会活動に向けたグループ討議

(鶏卵部会)

開催日	開催場所	議題
6月9日	東新宿本部(ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> 供給状況と、今後の体制について 産地報告
9月1日	東新宿本部(ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> 部会活動について
12月8日	東新宿本部(ハイブリッド)	<ul style="list-style-type: none"> 鳥インフルエンザについて

《公開確認会 活動状況》

開催日	開催地	開催産地	監査品目	主催生協	派遣役員(監査人)
6月24日	茨城県	八千代産直	小玉すいか	パルシステム東京	金谷 雅幸(野菜部会幹事)
7月13日-14日	北海道	大牧農場	エコ・じゃがいも(男爵)	パルシステム神奈川	佐藤 大輔(野菜部会副部長)
7月18日-19日	山形県	天童果実同志会	エコ・りんご	パルシステム福島	鶴田 洋平(果樹部会幹事)
8月29日-30日	秋田県	花咲農園 大湯村産直会オーリア21	エコ・秋田あきたこまち	パルシステム連合会	金谷 武志(米部会長)

《次世代リーダー研修 活動状況》

開催日	開催場所	内容
8月23日 -24日	第1回研修 ホテルリステル東新宿	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度次世代リーダー研修のふりかえり ・講演1: パルシステム連合会 武藤 浩史 様 「パルシステムの産直と交流」 ・講演2: 生消協アドバイザー/無茶々園 大津 清次 様 「ローカルSDGsでもっといい明日へ! とは? 生協産直進むべき方向性は?」 ・グループディスカッション・発表 「自己紹介シートを基に共有・講演で得たこと感じたこと」 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演: ワーカーズコープあぐり〜んTOKYO 黒田 志保 様 「BDFの取り組みから広がる地域循環共生の環(わ)」 ・グループディスカッション・発表 「講演を受けて自らの組織・地域で活かせることを考える」
11月1日 -2日	第2回研修 野菜くらぶ(群馬)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義: グリンリーフ/野菜くらぶ 澤浦 彰治 様、毛利 嘉宏 様 「野菜くらぶの人財育成と農業の未来とビジョン」 ・グループディスカッションおよび質疑 「講義を受けての深堀と質問・意見交換に向けてのまとめ」 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察: 野菜くらぶ出荷関連施設、グリンリーフ加工工場、つばさふぁーむ関連施設
12月6日 -7日	第3回研修 東新宿本部	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例報告1: 粃殻を活用した耕畜連携 ・事例報告2: 「農商工消連携の取り組み〜つながるひろがるゆめ納豆〜」 ・グループディスカッション 「パルシステムと産地による取り組みの形を考える」 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修卒業生より次世代リーダーへのメッセージ ・1人1分スピーチ「産地・パルシステムと目指すこと、夢の宣言」 ・グループディスカッション・研修総括発表

《センター研修 活動状況》

開催日	開催場所	内容
3月16日	パルシステム東京 江戸川センター	<p>参加者:【サンドファーム旭】金谷 雅幸 様・齋藤 雅通 様・加瀬 不二男 様・伊藤 雅則 様 【江戸川センター】職員</p> <p>内容・配送コースへの同乗体験9:00~13:30 ・センター職員との交流</p>
11月17日	パルシステム東京 昭島センター 青梅センター	<p>参加者:【肥後あゆみの会】澤村 光大 様 【無茶々園】宇都宮 司 様 【昭島センター】職員</p> <p>内容・昭島センター配送コースへの同乗体験11:00~17:30 ・センター職員との交流</p>
11月18日		<p>参加者:【沃土会】倉林 永 様 【肥後あゆみの会】澤村 光大 様 【無茶々園】宇都宮 司 様 【昭島および青梅センター】職員</p> <p>内容・昭島・青梅センター合同開催「多摩西風エリアまつり」での生産物紹介と販売 ・役職員、組合員、出展メーカーおよび産地との交流</p>

《その他育成企画 活動状況》

開催日	開催場所	内容
9月14日 -15日	「第1回関西・以西ブロック 若手生産者交流会」 JAふくおか八女(福岡)	<p>【1日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告: JAふくおか八女 原 龍徳 様 「JAふくおか八女の概要と取り組みについて」 ・講演1: 生消協アドバイザー/無茶々園 大津 清次 様 「パルシステム生産者・消費者協議会とパルシステムの歩み、次世代に向けて」 ・講演2: 渡部さと子 副代表幹事 「パルシステムの産直、組合員として伝えたいこと」 ・報告: 宇都宮幸博 関西・以西副ブロック長、佐藤大輔 野菜部会副会長 「パルシステム生産者・消費者協議会役員より次世代へ伝えたいこと」 ・グループディスカッション 「10年後、地域の中で産地・生産者として目指すべきこと」 <p>【2日目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察: JAふくおか八女就農支援センター 品目別視察:【果樹:ぶどう園場・みかん団地、青果:なす園場、中玉とまと園場】

《産直連続講座 活動状況》

開催日	会員生協	開催産地(略称)	講義内容	参加人数
1月20日	埼玉	サンドファーム旭	産地紹介、エコ・チャレンジ説明、サラダ試食、圃場中継	10
1月26日	静岡	肥後あゆみの会 (旧:水俣不知火ネットワーク)	有機栽培、持続可能な農業について、地域資源を活かした有機栽培の取り組みについての学習	37
2月6日	(新潟)	ノーザンび〜ふ 産直協議会	産直四原則、日本型畜産、産直牛肉の品種と特徴、産地紹介、牛の導入から出荷までの作業動画視聴 ※新潟ときめきの今後の活動動画に向けた特別開催	38
2月24日	埼玉	大紀コープファーム	産地紹介、動画視聴を交えて地域との取り組み、梅干し等試食	19
7月8日	茨城 栃木	ポーランド グループ	パルシステム産直方針やパル・ミート紹介、冷蔵肉のこだわり、美味しさへの追及について、「日本のこめ豚」説明、豚舎中継	30
7月31日	福島	大紀コープファーム	大紀コープファームの環境保全型への取り組み、商品説明、出荷行程、産地課題について	27
8月22日	東京	オルター・トレード・ ジャパン	フィリピンのバナナの種類やバランゴンバナナについて、質疑、バナナチーズケーキやスムージーのレシピ共有	37
8月22日	福島	山形コープ豚 産直協議会	パルシステムの産直産地の取り組みとハム・ウィンナーの商品説明、工場の衛生管理について、山形コープ豚産直協議会の理念や取り組み、質疑応答、商品試食	24
8月25日	静岡	JA新潟かがやき	「交流40年の歩み」の事前送付、豆腐づくり、おにぎり試食	31
8月26日	東京	ノーザンび〜ふ 産直協議会	パル・ミートより産直牛肉の紹介、宮北氏より産地概要、飼料について、質疑	33
9月2日	東京	うまか有機銘茶会	水宗園よりお茶の入れ方についての講習、うまか有機銘茶会より、お茶の学習と産地紹介、質疑	39
9月7日	埼玉	鹿児島くみあい チキンフーズ	パルシステムの産直鶏肉の紹介、産地概要説明・生産工程について、全農チキンフーズによる丸鶏の解体実演・試食交流	37
9月7日	山梨 長野	JAおとふけ	長芋の説明、JAおとふけ産直原料について	16
9月12日	千葉	花兄園	会社概要と生協との歴史、鶏卵の出荷状況、卵を使用したレシピの紹介	23
9月14日	群馬	寺島農場	産地紹介、取り組み紹介、若芽ひじきについての学習、産地レシピ紹介、試食・交流	36
10月2日	千葉	JAつくば市谷田部 産直部会	産地学習会、産地の食材使用のランチ交流会	20
10月3日	静岡	オルター・トレード・ ジャパン	静岡商品開発協力商品「ステンレスコーヒードリッパー」説明、産地動画視聴、コーヒーの淹れ方講座	23
10月9日	東京	JALいすみ	産地概要、生産者による「いすみっこ」の紹介、お米のおいしい炊き方や食べ方について、質疑応答	33
10月11日	山梨 長野	菜の花エッグ	たまごの現状や飼育のこだわり学習、主催組合員グループによる「産直鶏ガラスープ」使用の料理紹介	18
10月19日	神奈川	ギルド	有機栽培について、有機人参料理試食、質疑応答	41
10月27日	福島	JALいすみ	有機へのこだわりや、学校給食と「いすみ教育ファーム」の授業について、いすみ米試食、「予約おまかせ有機米」案内	13
10月31日	茨城 栃木	アップルファーム さみず	10種のりんご試食を交えた学習、昼食交流	26
11月9日	福島	沃土会	沃土会の会社説明や理念について、深谷ねぎの試食	17
11月15日	千葉	すすき牧場	すすき牧場の牛肉生産とこだわりについての学習	25
11月16日	山梨 長野	までっこチキン	までっこ鶏の特徴、飼育方法紹介、鶏舎中継。 「までっこ鶏むし鶏」を使ったサンドイッチ作り	29
11月18日	東京	奥中山乳業	タオルを贈る運動の案内、現地中継による産地の取り組み	37
11月20日	埼玉	ファーマン	産地の取り組みや苦労、想い(質疑を含む)、試食交流会	27
11月24日	福島	JAやさと	パルシステムの鶏卵産地のこだわり、調理学習	13
11月25日	神奈川	大牧農場	商品展示会(パルゆめつなごう展)にて「大牧農場」ブース出展。 「大牧農場の皮つきフライドポテト」試食、公開確認会動画放映、参加者交流	2078
12月5日	千葉	イナゾーファーム	会社概要・産地紹介・商品案内、調理実習、試食	19
12月15日	埼玉	神奈川中央養鶏	産地紹介及び鶏舎からの中継、産地紹介動画、たまごの比較・質疑応答、試食交流・試食品説明	23
合計参加人数				2879

※会員生協の開催報告書をもとに事務局にて一部加筆・修正いたしました。

組 織 規 約

1990年設立総会 制定
2001年第12回総会 一部改訂
2006年第17回総会にて補強
2007年第18回総会 一部改訂
2011年第22回総会 一部改訂
2013年第24回総会 一部改訂
2021年第32回総会 一部改訂
この規約は、2021年3月4日より施行する

(名称)

第1条 この会は「パルシステム生産者・消費者協議会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、パルシステム連合会とそれを構成する会員ならびに産直活動を進める生産者が、農業や食の問題を共通の課題とし、それぞれが生活者として相互連携し、それぞれに生きる「地域」を安全且つ豊かな「暮らしの場」とすることを目指し活動することを目的とする。

(構成)

第3条 この会は、パルシステムと産直活動を進めている生産団体・個人ならびに会員生協、連合会、(株)パルミートをもって構成する。

(役員)

第4条 この会は、その運営および監査のため、幹事および監事若干名をおく。

【幹事】

幹事は生産者と消費者双方から、同人数を基本とする。その選任は、生産者は各ブロック、各専門部会、消費者は会員生協及びパルシステムの推薦によるものとし、総会で選任するものとする。但し、消費者幹事は会員生協の都合により幹事会の承認を得て交代できることとする。任期は2年とし、再選を妨げない。なお、役員の数については年度ごとに幹事会で決める。

【監事】

監事は毎運営年度2度以上、会の財産および幹事の運営執行状況を監査しなければならない。監事については生産者1名・消費者1名とする。

(会費)

第5条 会費は、原則として事業高や構成員の数で決定し、個人・団体の特別会費の納入を妨げない。また、その額は別途定める。

2 会員に特別の事情がある場合は、幹事会の承認を得て、会費納入を免除することができる。

(運営)

第6条 運営については、別途「運営規程」に定める。

2 運営年度は、1月1日より12月31日までとし、毎年一回以上総会を開く。

(所在地及び事務局)

第7条 所在地及び事務局は、東京都内におく。

(改廃)

第8条 この規約の変更は、総会の決議によらなければならない。

運 営 規 程

(総則)

第1条

パルシステム生産者・消費者協議会（以下、生消協）の運営規程は、加入者の意志と参加を前提として別紙の機構図にあるように会員相互の円滑な意志疎通と目的達成のために民主的な運営を保証するものである。

(総会)

第2条

生消協会員は、平等の権利を有し1会員1名の議決権は総会において保証され、総会は原則として年一回開催されるものとする。

(幹事会)

第3条

この会は次の内容で開催する。

1. 幹事会は会規約により選任された幹事で組織する。
2. 幹事会は生産者から代表幹事1名、消費者から副代表幹事1名を選任する。なお必要に応じて生産者から代表代行幹事1名を置くことができる。
3. 幹事会は代表幹事が召集する。
4. 幹事会は総会で決議した方針に基づき、日常の運営にあたる。
5. 原則として年4回の幹事会を開催する。別途必要に応じて臨時幹事会を開催することができる。

(監事会)

第4条

1. 監事は、監査について相互の連絡、協議、意見統制及び決定のために監事会を置く。
2. 監事は、代表監事1名を監事会において互選する。

(生産者運営委員会)

第5条

■生産者運営委員会

1. 生産者幹事、ブロック役員、各部会長をもって組織する。
2. この会には委員長1名をおく。
3. 会の招集は委員長が行い、年3回以上の会議を開催するものとする。
4. 会の目的は生産者のネットワーク組織のまとめ役とし、生産者の自立的課題の整理をする。

■地域ブロック

1. ブロックは、東北・北海道ブロック、関東・中部ブロック、関西・以西ブロックとする。
2. 各ブロックはブロック長・副ブロック長を選任する。但し兼任はできない。
3. 各ブロックは、年数回のブロック会議開催と、生産者同士の地域的つながりの強化と連帯を図る。また個々の生産者同志の意見交流、情報交換を行い生産向上に生かすものとする。

■専門部会

1. 米、野菜、果樹、畜産、鶏卵の5つを専門部会とする。

2. 各部会は互選により部会長1名を選任する。兼任はしない。必要に応じて副部会長をおくことが出来る。
3. 各部会ごとに年1～2回の部会を開催し、各品目ごとの課題解決に向けて学習、検討、実験などを行う。

■その他

必要に応じて幹事会の基に特別プロジェクト又は委員会を設置することが出来る。

(消費者運営委員会)

第6条

1. 消費者幹事をもって組織する。
2. この会は、組合員や会員生協の要望、意見他を生消協議会全体に反映させるためのまとめ役を行う。
3. 部会は必要に応じて開催するものとする。

(事務局)

第7条

1. 生消協の運営を円滑に進めるために事務局を置く。各種企画は、その都度実行委員会を組織してこれにあたる事ができる。
2. 代表の下に事務局会議を設置する。
3. 事務局会議メンバーは、代表幹事が指名し、会の円滑運営を目的として開催する。

会費基準及び旅費・慶弔規程

(会費基準)

第1条

①生産者団体

1. 生産者会費は最低会費を1万円としパルシステム連合会との前年度の年間取引高に基づき算定する。
2. 生産者会費基準はパルシステム仕入れ金額とする。但しわかりにくい場合は産地と相談する。

②消費者団体

1. 当該年度の総会で決定した予算に沿って、算定方法の基準により生・消協幹事会で確定する。
2. 会員生協の会費の確定方法は、原則として以下とする。
 - (ア) 消費者側（会員生協・連合会・子会社）は、当該年度の生・消協予算の概ね半分を目安に、会費として拠出する。
 - (イ) 会員生協総額、連合会、子会社の拠出額については幹事会で決める。
 - (ウ) 会員生協会費は、パルシステム（無店舗事業に限定）の当該年度の3月末登録組合員の数値（Webサーバーから抽出）を用い、その数値に応じて会員生協ごとに按分して負担する。

(会費払込)

第2条

1. 生産者側団体の会費の払い込みは、当該年度の12月末までに各団体へ請求書を発行し、1月末日までに行うものとする。
2. 消費者側団体の会費の払い込みは、当該年度の4月15日までに各団体へ請求書を発行し、4月末日までに行うものとする。
3. 賛助会員の会費額は別途相談する。
4. 取引高比例会費基準は以下とする。

基準	会費額	基準	会費額
10億円超	250,000円	5千万円超	50,000円
5億円超	200,000円	3千万円超	30,000円
3億円超	150,000円	1千万円超	20,000円
1億円超	100,000円	1千万円以下	10,000円
7千万円超	70,000円		

(役員・事務局旅費支給規程)

第3条 総則

- 1 幹事会・生産者運営委員会・消費者運営委員会・他ブロック会議、会として認められるその他会合への出席のための旅費の支給は本規定の定めによる。
- 2 自エリアのブロック会議、催事（青年農業者交流会・青果フォーラム・農法研究会・部会主催の会合など）については支給しない。

第4条 支給額算出根拠

- 1 交通費は、原則として領収書等によって確認される次の金額を支給する。ただし、領収書等による

確認が困難な場合は、公共交通機関の料金及び別に定める基準によって支給する。

- (1) 自動車等の燃料代及び有料道路使用料金、駐車料金等
 - (2) 鉄道・バス等の乗車運賃及び特急・指定席料金
 - (3) 航空賃のエコノミークラス料金
 - (4) タクシー乗車賃
 - (5) レンタカー利用料金
- 2 宿泊を伴う企画への参加の場合は可能な限り出張パック等を利用する。単独の会議（午前中のみ、または、午後のみ）などで前泊・後泊での参加の際、算定期間は1泊2日とし、交通費・宿泊費補助の上限を5万円とする。2日間連続しての会議参加の場合はこの限りではない。
 - 3 当協議会活動と他業務と並行する場合、交通費・宿泊費総額の半額を支給する。

第5条 支給方法

- 1 会合開催日から1ヶ月以内に事務局へ経路や経費を明記した清算書を提出し支給する。

第6条 規定の改廃

- 1 この規程の改廃は、幹事会が行う。

(慶弔規程)

第7条

- 1 生消協の関連団体の慶弔に関する事項は、この慶弔規定による。金額などの裁定は代表が決定する。
- 2 その他生消協関連団体の慶弔については、原則として生消協が会員を代表して行うものとする。
- 3 この規定の変更は幹事会の議決により行う。

(事務局)

第8条

- 1 事務局の選任は幹事会が行う。
- 2 雇用は連合会が行う。
- 3 その他必要事項については幹事会が裁定する。

2020年2月7日改定

アドバイザー規程

2013年7月20日制定

(総則)

第1条 パルシステム生産者・消費者協議会(以下、「生消協」という。)は、組織規約第2条の活動をするにあたって、アドバイザーを委嘱する場合は、この規程による。

(範囲)

第2条 アドバイザーとしての契約者は以下の方を対象とする。

- (1) 大学又は大学院等での教授又は准教授
- (2) 研究機関の研究者
- (3) NPO代表等、専門分野での功績や活動が広く認められている方
- (4) 生消協元生産者幹事・監事
- (5) その他、幹事会で承認された方

(選任)

第3条 アドバイザーの選任については、生消協事務局会議で選出し幹事会で承認する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、原則1年とする。複数年での任期を提案する場合、相応の理由を添える。

- 2 原則1年の範囲は、年度4月から翌年3月31日までとする。なお、期中からの契約の場合でも3月31日までとする。
- 3 同じ方を翌年も契約をする場合は、改めて契約を交わすものとする。

(報酬)

第5条 アドバイザーの対価として以下の基準で支払いをする。

- (1)第2条対象の内、(1)、(2)、(3)、(5)については次の様にする。
 - ・総会、幹事会、運営委員会、部会、青年・女性交流会等1日開催 1回につき3万円
 - ・ブロック会議、幹事合宿等2日間に渡っての開催 1回につき5万円
 - ・交通費、宿泊が必要となる場合の宿泊費は、実費支払いとする。
 - ・上記以外の行事又は会議等が生じた場合は、日数で見た支払いとする。
- (2)第2条対象の内、(4)については次の様にする。
 - ・全ての行事に対して 1日につき5千円
 - ・交通費、宿泊費が必要となる場合の宿泊費は、実費支払いとする。

(範囲)

第6条 アドバイザーの出席範囲については、別途契約書で定める。なお、契約に記載無い場合でも必要が生じた場合は、双方協議の上合意した場合は可とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、幹事会が行う。

附則(施行期日)

- 1 この規程は、2013年7月20日から実施する。

パルシステム生産者・消費者協議会 会員名簿

東北・北海道ブロック		関東・中部ブロック	
1	あいづグリーンネットワーク	47	有限会社伊豆鶏業
2	会津よつば農業協同組合	48	いすみ農業協同組合
3	秋田ふるさと農業協同組合	49	農事組合法人エコーたまつくり
4	株式会社イナゾーフาร์ม	50	えちご上越農業協同組合
5	うもれ木の会	51	えちご中越農業協同組合
6	株式会社エプロン	52	遠州中央農業協同組合
7	有限会社大牧農場	53	有限会社小川和男養鶏場
8	大潟村産直会オーリア21	54	株式会社オルター・トレード・ジャパン
9	雄勝りんご生産同志会	55	有限会社おひさまぼかぼか
10	奥中山高原農協乳業株式会社	56	勝沼平有機果実組合
11	音更町農業協同組合	57	神奈川中央養鶏農業協同組合
12	株式会社花兄園	58	金沢市農業協同組合
13	かづの農業協同組合	59	かなもと青果株式会社
14	北いぶき農業協同組合	60	有限会社北浦軍鶏農場
15	クロダファームグループ	61	峡南鶏友会
16	有限会社ゴールド農園	62	有限会社ギルド
17	小清水町農業協同組合・健土塾	63	有限会社黒富士農場
18	こまち農業協同組合	64	農事組合法人グットファーム
19	士別市多畜有機農業研究会	65	久望農園
20	農事組合法人土別農園	66	くらぶち草の会
21	農事組合法人庄内協同ファーム	67	ビーエム自然塾 有限会社謙信の郷
22	庄内たがわ農業協同組合	68	農事組合法人埼玉県産直協同
23	新みやぎ農業協同組合	69	佐久浅間農業協同組合
24	津軽みらい農業協同組合	70	佐久ゆうきの会
25	合同会社天童果実同志会	71	佐渡農業協同組合
26	常盤村養鶏農業協同組合/農事組合法人八峰園	72	農事組合法人佐原農産物供給センター
27	ノーザンびーふ産直協議会	73	有限会社サンドファーム旭
28	有限会社花咲農園	74	サン・ファーム
29	花巻農業協同組合	75	三里塚農法の会
30	ふくしま未来農業協同組合	76	澁谷養鶏農場
31	有限会社富良野青果センター	77	株式会社 ジェイエイしみずサービス
32	ポーランドグループ	78	首都圏とんトン協議会
33	までっこチキン生産者連絡協議会	79	有限会社ジョイファーム小田原
34	株式会社丸公	80	常総センター
35	みちのく野菜倶楽部	81	常総ひかり農業協同組合産直研究会
36	山形おきたま農業協同組合	82	特定非営利活動法人食農ネットささかみ
37	山形コープ豚産直協議会	83	ゼスプリ インターナショナル・ジャパン株式会社
38	株式会社米沢郷牧場	84	農事組合法人村悟空
		85	株式会社第一清瀬出荷組合
		86	株式会社ちば風土の会
		87	ちばみどり農業協同組合海上野菜組合産直部
		88	有限会社ちば緑耕舎
		89	つくば市谷田部農業協同組合産直部会
		90	有限会社寺島農場
		91	有限会社栃木元気会
		92	とちのみ会
		93	有限会社トップリバー
		94	利根川生産者グループ
関東・中部ブロック			
39	青木農園		
40	株式会社アグリイノベーションズカンパニー		
41	有限会社匠瑳ジーピーセンター		
42	あじたま販売株式会社		
43	有限会社アップルファームさみず		
44	有倉きこの園		
45	アルプス農業協同組合		
46	五十嵐菌茸株式会社		

関東・中部ブロック	
95	株式会社ナカシヨクミートフーズ
96	有限会社中山食茸
97	株式会社菜の花エッグ
98	新潟かがやき農業協同組合
99	株式会社ニッコー
100	有限会社日本の稲作を守る会
101	有限会社白州森と水の里センター
102	株式会社花園たまや
103	農事組合法人葉菜野菜産直
104	バンラート農業協同組合
105	株式会社ファーマン
106	フォレスト・ファーム
107	有限会社フレンズファーム
108	ホクレン農業協同組合連合会
109	マルハニチロ株式会社
110	三浦半島EM研究会
111	農事組合法人御坂うまいもの会
112	南伊豆太陽苑生産者グループ
113	南埼玉産直ネットワーク
114	みなみ魚沼農業協同組合
115	ももっこファーム山梨
116	株式会社野菜くらぶ
117	やさと農業協同組合
118	株式会社八街産直会
119	農事組合法人八千代産直
120	やはた会
121	有限会社山口養豚場
122	有機栽培あゆみの会
123	有限会社沃土会
124	農事組合法人郷園

関西・以西ブロック	
125	イシハラフーズ株式会社
126	うまか有機銘茶会
127	株式会社沖繩物産企業連合
128	おても会
129	鹿児島くみあい食品株式会社
130	鹿児島くみあいチキンフーズ株式会社
131	かごしま有機生産組合
132	紀南農業協同組合田辺印の会
133	紀ノ川農業協同組合
134	有限会社九州青果物流通センター
135	有限会社草枕グループ
136	有限会社高生連
137	高知県農業協同組合
138	株式会社さかもとふる一つ
139	株式会社ささ営農
140	さんまる柑橘同志会
141	佐藤農場株式会社
142	有限会社島原自然塾
143	農事組合法人しもつコープファーム

関西・以西ブロック	
144	神内ファーム二十一株式会社すずき牧場
145	有限会社大紀コープファーム
146	農事組合法人たいよう農園
147	たじま農業協同組合
148	株式会社長有研
149	株式会社鳥越ネットワーク
150	農事組合法人ながさき南部生産組合
151	有限会社なかむら農園
152	有限会社農民連京都産直センター
153	農業生産法人株式会社ニューズ (旧：西宇和果実出荷組合)
154	西日本有機農業生産協同組合
155	広島県果実農業協同組合連合会
156	福岡八女農業協同組合
157	株式会社フレッシュダイレクト
158	有限会社真南風
159	有限会社マルハ園芸
160	株式会社マルタ
161	有限会社肥後あゆみの会 (旧：水俣・不知火ネットワーク)
162	株式会社地域法人無茶々園
163	有限会社やさか共同農場
164	一般財団法人夢産地とさやま開発公社
165	有限会社ゆらぎふぁーむ
賛助会員	
166	えりも漁業協同組合
167	大隅地区養まん漁業協同組合
168	恩納村漁業協同組合
169	有限会社カネモ
170	富栄海運有限会社唐津営業所シーボーン昭徳
171	全国漁業協同組合連合会
172	長崎県漁業協同組合連合会
173	野付漁業協同組合
174	北海道漁業協同組合連合会
パルシステムグループ	
175	生活協同組合パルシステム東京
176	生活協同組合パルシステム神奈川
177	生活協同組合パルシステム千葉
178	生活協同組合パルシステム埼玉
179	生活協同組合パルシステム茨城 栃木
180	生活協同組合パルシステム山梨 長野
181	生活協同組合パルシステム群馬
182	生活協同組合パルシステム福島
183	生活協同組合パルシステム静岡
184	パルシステム生活協同組合連合会
185	株式会社パル・ミート

■会員数 (2024年3月1日時点)

東北・北海道ブロック	38会員
関東・中部ブロック	86会員
関西・以西ブロック	41会員
賛助会員	9会員
パルシステムグループ	11会員
合計	185会員



パルシテム生産者・消費者協議会